

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【2】）」
2. 日時：令和5年3月17日 14時45分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長 他7名（※うち1名）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1 条文整理表（詳細版）
 - ・資料2 申請前後比較表について
 - ・資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は、
0:00:05	玄海発電所、4号炉及び3号炉を、の高燃焼度燃料導入等の設置変更
0:00:13	かかる、ヒアリングを行います。
0:00:18	本日の資料は事前に九州電力から、
0:00:23	資料1。
0:00:25	として、条文整理表、
0:00:27	それから資料2として、
0:00:30	申請前後比較表を出していただいております。それから今日は規制庁側から、
0:00:36	提示資料がありまして、資料3として、
0:00:42	前回の審査会合の、
0:00:44	土岐。
0:00:45	の資料に基づいて、確認したい事項を挙げたリストを出しております。
0:00:52	今日のヒアリングの進め方なんですけれども、規制庁側から、
0:01:00	前回の審査会合2月7日審査会合の資料に基づいて確認したい事項を一通り、
0:01:06	説明した上で、九州電力の資料の方の説明に入っていた
0:01:12	それで確認をしていきたいかなというふうに思いますそれから、
0:01:17	もう1点ですね、今日午前中に、川内玄海の組織改正の保安規定のヒアリングをやりまして、
0:01:27	その中で本店の原子燃料部門について、法案の業務があるかどうかというところを、
0:01:34	確認させていただきました。その結果、法案の業務を有していて、かつ、燃料の調達に関わっていると。
0:01:42	いう説明がありましたので、この申請の中でも、
0:01:48	当然のことながら、登場する組織だと思えますけれども、
0:01:54	その辺のところも、確認をしていきたいのでちょっとそこについては、前半にそこを中心にやっていきたいというふうに思っています。
0:02:04	この進め方でよろしいでしょうか。九州電力の方として、
0:02:09	はい。九州電力の田仲です。その進め方で、問題ございません。よろしくをお願いします。
0:02:15	研修規制庁スズキです。はい。では
0:02:18	資料3の方の説明から進めていきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	まず、資料 3 ですね。
0:02:35	と内容が幾つかに分かれていて、
0:02:38	左側に確認の趣旨というのが書いてあります。
0:02:43	一つ目が、
0:02:44	申請書の変更の理由と変更の内容、これが記載されているところがあるんですけども、
0:02:51	その関連性を、
0:02:54	前回の 2 月 7 日の審査会合のときに、
0:02:58	ある程度聞いたんですけど、若干我々の方で消化できてないところが、
0:03:04	あるので、審査会合の内容中でお聞きした内容が、
0:03:11	どの変更理由に結びついているか。
0:03:14	ていうところを、再度整理をしていきたい。
0:03:20	そこについて説明していきます。それから、二つ目、bポツですけども、
0:03:27	今日の資料 1 の方でも、
0:03:30	ありますけれども、設置許可基準規則適用条文の
0:03:35	うち、申請条文以外を、申請しない理由、要するに
0:03:43	適用適応の欄が、
0:03:46	資料 1 の方でいうと適用の欄がバツで、
0:03:50	になっているところで、規制庁側としてはなぜそこがバツになるのかというところを、
0:03:57	理由を確認したいと。そういったところ
0:04:02	それから、
0:04:04	次のページ、2 ページいきまして、
0:04:07	cポツありますけれども、
0:04:13	申請書の本文の記載事項に、設置許可基準規則の適合性を説明する上で、過不足がないかを確認していきたいこれはどういうことかという
0:04:24	と、
0:04:24	資料 1 の方でいうと申請欄のところ、今回、変更がありませんとかって言ってるような、黒塗り潰し 0 とか、
0:04:35	白抜丸とか、
0:04:37	言っているところ。
0:04:39	があって、要するにそこが変わらないんだけど、
0:04:43	申請はしていますというステータスのもの、それなぜ本文の記載が、
0:04:50	変わらないのにとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	そういった観点で、
0:04:55	確認をしていきたいと。
0:04:59	それから3ページの下側、
0:05:02	dポツがありまして、
0:05:04	添付書類5の本申請に係る組織と役割分担の、ここは先ほど言った、
0:05:11	原子燃料部部門が関連してくるので、
0:05:14	かというところですけども、
0:05:17	そこを、ここには直接的書いてませんが、添付11、添付書類11の、
0:05:24	品管に関する
0:05:28	内容ですね、そこでも同じように、
0:05:31	どの部分がどのプロセスを担当しているのかっていうところが出てきますんでそれと照らし合わせながら、
0:05:39	確認をしていきたいという
0:05:42	まず、
0:05:46	先ほど言った組織の、
0:05:48	ところ。
0:05:49	から行きたいところですけど、ちょっと、
0:05:51	位置付けがあやふやになるできないといけないので、まず、ポツの変更の理由変更の内容の、
0:06:00	関連性の整理を先にとってやりたいと思います。
0:06:13	審査会合のときに進んでいただいた申請書がありますけれども、
0:06:19	申請書の、
0:06:24	3の変更の理由というところで現状、
0:06:28	ごめんなさい、3の変更の内容ですね、現状の申請書においては、
0:06:35	本文559515、この内容を変えますというふうに書いてあって、4のところで、
0:06:42	変更の理由として4号炉で取替燃料として、燃料集合体最高燃焼度が、
0:06:50	5万5000メガワットカートンの高燃焼度燃料を使用するため、
0:06:55	関連する記載事項の一部、要するにこれはですね、さっき言った3の変更の内容言っている5号9号15個の内記載事項の一部を変更しますと。
0:07:07	ということですね。この取っかかりの変更の理由のところは、
0:07:11	高燃焼度燃料という、4号の話が書いてありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	これが、
0:07:19	具体
0:07:21	高燃焼度燃料として説明を、
0:07:25	され、
0:07:27	ているところと、高燃焼度だからそうなる。いや、高燃焼度と関連するの でそうなるっていう、いろいろな多分、
0:07:35	関連の仕方があると思っているので、その辺のところの理解をまず、
0:07:41	規制庁の方で前回審査会合で聞いた内容を受けて、
0:07:48	まとめてみたのが、
0:07:50	ポツのローマ数字。
0:07:53	片括弧 1 のところ です。
0:07:57	まず一つ目の中ポツで、変更の理由。
0:08:03	そして高燃焼度燃料の使用、
0:08:06	或いは導入。
0:08:07	ということですねと言ってましたけれども、これが、
0:08:11	構造及び設備、本文 5 号の 2 平方、
0:08:16	を変更することとあわせて、
0:08:19	新評価手法、
0:08:21	海洋統計的熱設計手法 GSTM、
0:08:27	それから、RI 報告書に基づく解析手法。
0:08:32	から、反応度という事象評価用炉心の数、炉心野瀬。
0:08:37	て、及び、
0:08:39	各設計計算コード、NC の採用。
0:08:43	それから新指針、RI 報告書の追加の対応並びにその他、
0:08:50	炉心の FP 崩壊 S-ASJ 推奨値の採用、それから、
0:08:57	炉心のアクチニドの崩壊熱のオリゲン II 構造による評価。
0:09:02	それから、SG 伝熱管セ線率、
0:09:08	1% でしたこれ 10% じゃなくて、
0:09:10	1% だったらちょっとパーセンテージが合ってるかどうかわかんないすけ ど。
0:09:14	10% ですね 10%。
0:09:17	それから SGTR のときの明細分閉止時間の見直し。
0:09:25	さらに水槽発生時期の見直し、この採用。
0:09:31	これが直接的に高燃焼度への使用パッケージ。
0:09:35	として、先行からもうすでに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:39	採用されていて、今回もそれ同じように、
0:09:43	す。
0:09:44	使いますと、そういうことかなと理解しました。
0:09:48	それから、変更の理由の運用ガイドの反映。
0:09:52	これは高燃焼度燃料と全く関係なくて、たまたまこのタイミングで、
0:09:56	運用ガイドの範囲を行ってきたというふうに理解してまして、本申請では本文午後は、
0:10:03	発電用原子炉の炉心のうち、
0:10:07	制御棒クラスタによる最大反応度添加率及び制御棒クラスタの最大反応度価値の2ヶ所、
0:10:15	これのみであると。で、
0:10:21	高燃焼燃料の採用のパッケージの中のように、
0:10:25	誤解を
0:10:27	していたんですけれども、これは観光燃焼度令和関係なくって単純に、
0:10:33	運用ガイドの反映として、これを、
0:10:38	追記してきた。
0:10:40	というふうに理解しています。
0:10:48	それから、机上資料の更新ですね。
0:10:51	今回は
0:10:54	事業者の社内のルールとして、
0:10:59	訪問15のDBAのときの放射性物質の異常な放出の評価、これを、
0:11:06	設置変更するタイミングで気象資料の変更の更新の要否を判定すると。
0:11:13	言っていてたまたま今回高燃焼度の燃料で、その異常なコースの評価を変えるので、タイミングが重なりましたと。
0:11:22	いうふうに理解して、
0:11:24	それから、変更の理由でForce有効数高さの変更。
0:11:31	これは審査会合のときに、事業者の社内のルールで、
0:11:36	敷地の造成を行った際に風洞実験を実施して、更新の要否を判定すると、で、ちょうど、
0:11:44	新規制の時の敷地の造成等を、が、ほぼほぼ、
0:11:49	できているということで、このタイミングで、
0:11:53	風洞実験で更新の要否を判断してきたということで直接的に高燃焼度燃料と関係するところではないと。
0:12:01	いうふうに理解しています。それから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:04	変更の内容として3次元核設計手法、
0:12:09	の採用。
0:12:11	これがちょっと、
0:12:15	今まで説明してた高燃焼燃料と運用ガイドと、
0:12:20	使用資料の更新というコース高さの変更、これの、
0:12:25	に関連するのかわからないのか。
0:12:28	単独のものなのかちょっとここはよくわからないということで、
0:12:34	まず、
0:12:37	前回の審査会合のときに、
0:12:41	こういった整理を明確にした上で、結局的、結局として、
0:12:47	高燃焼度燃料に紐づいてここは変えるんですけどねっていう話でひとまとめになるのであれば、
0:12:54	今の申請書の記載は、わかる何となくわかるなっていう話になるので、まずはその
0:13:01	説明をですっきり資料として、
0:13:04	もう一度わかりやすく、
0:13:07	作っていただけないかなっていうふうに思っている。
0:13:11	で、今、今言ったその最後の、
0:13:15	変更の理由が今高燃焼度燃料の使用ってなってるんですけど本当にそれだけで、
0:13:21	変更の内容が全部説明できるのかどうかというところが、現状わかんないので、
0:13:29	片括弧1がしっかり整理された上で、変更の理由は高燃焼度燃料ひとまとめでできますということであればそれでいいんですけども、
0:13:39	そうでない場合は変更の理由が現状の記載に足りてないということになるのかなということで、ちょっとその辺の説明も、
0:13:47	次回の審査会合のときに、申請の概要を改めてちょっと、
0:13:52	説明し直していただきたいなというふうに思っている。
0:13:57	ここまで、
0:13:58	はよろしいでしょうか。今日今日の時点でご説明してくださいってことじゃないので、
0:14:05	次回の審査会合に向けて、こういう、ちょっと資料の見直しをお願いしたいなということですので、
0:14:11	お願いしたいという趣旨を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	についてご理解いただけたでしょうか或いは何か確認してきたことがあれば、言ってください。
0:14:27	KC電力のタケツグでございます。当間データいただいたコメントの趣旨は理解したつもりでありますので、次回審査会合では
0:14:38	変更日を整理しっかり整理した上でお勧めしたいと考えております。
0:14:42	資料の修正というのは審査会合です吉田資料 2-1 の資料について記載を拡充するようなイメージでよろしかったでしょうか。
0:14:54	原子炉規制庁杉ですその資料の作り方はお任せしますので、改めて別の資料でII。
0:15:01	を作ってますね、出していただいても、前回の資料を少し手直して、もう少し明確にしていきましたっていう言い方でもどちらでも構いません。そこはお任せします。
0:15:12	九州電力のタケツグでしょうとしますと、
0:15:18	原子炉規制庁鈴木です。では衛藤。
0:15:23	先に、さっき言った。
0:15:25	3 ページのdポツの組織のところを先に、
0:15:31	やりたいと。
0:15:36	まず、3 ページのdポツのローマ数字片括弧 1 のところはですね
0:15:45	申請書の添 5 の、
0:16:01	添 5-1 ページ目の、
0:16:04	下のところですね、組織、1 ポツ組織があって、
0:16:10	3 段落目の本変更に係る設計及び工事の業務については、ていうところなんですけど設計方針を、
0:16:18	発電本部の、
0:16:21	原子力管理部門、建設、
0:16:24	部門、
0:16:25	技術部門、完全、品質保証部門、
0:16:29	それからテクニカルソリューション統括部の土木建築部門で定めるというふうに言ってるんですけども、
0:16:38	結局、誰が何をやるのか。
0:16:41	よくわからない
0:16:42	ですね。
0:16:44	今回の申請で、
0:16:47	まへん。
0:16:49	燃料の変更をかけるにあたって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	燃料の何のところ、どの設計、
0:16:56	或いは工事のところを、どの部門がどういうふうに担っている。
0:17:00	そこがわからないと、結局必要な能力があるところについて、たどり着けないと思っているので、
0:17:09	そこを明確にさせていただきたいんで、そのまあ、
0:17:14	一部ヒントは、
0:17:17	添付書類 11 にあるとされていて、
0:17:32	添付書類の 11-14 ページから設計の、
0:17:38	話が出てきて、
0:17:40	いて、ここに登場するのは、技術部門、安全品質保証部門、
0:17:48	管理部門、建設部門。
0:17:51	ということで、
0:17:56	結局、さっき言った中の、
0:18:00	藤。
0:18:02	土木建築部門がここは登場しないで、じゃあ、設計はそこはじゃあ関係ないのかっていう。
0:18:09	話なんですけど。
0:18:15	前後の 1 ページでは、設計方針を、
0:18:19	土木、建築部門も定めることになっているので、じゃない、土木建築部門って何やってるんだろう
0:18:27	っていうのもちょっとよくわかる。
0:18:31	一方ですね、
0:18:33	工事の話が、
0:18:41	添付 11 のですね 16 ページ。
0:18:45	のところで、一部調達については書いてあって、
0:18:52	第 11.2 のところで調達については、原子力技術部門と安全品質保証部門がやりますって書いてあるんですけども、
0:19:02	今日午前中、川内玄海原子力発電所の保安規定の変更認可申請のヒアリングにおいて、
0:19:11	調達の管理のところは、本店の、
0:19:18	現組織では、社長直轄の原子燃料部門が、
0:19:23	公安の業務を一部担っていますということだったので、そうすると、
0:19:28	前後のセキ及び工事の中の工事のところですね、
0:19:33	原子燃料調達部門が本来入るべきじゃないのか。
0:19:36	というふうにちょっと思ってるんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:40	結局ちょっとその辺が、
0:19:45	登場人物として登場。
0:19:49	していていいのか。
0:19:51	何をやってんのかよくわからない部門もあるし、
0:19:54	そもそも記載がない本が実は本来は関わってるんじゃないかっていうところがあって、
0:20:00	その辺がまずはっきりしないと、技術的能力が、
0:20:05	各それぞれに、
0:20:06	必要な専門家とか技術者がちゃんとして、
0:20:10	それらをこなせるだけの技術的能力があるのかどうかっていうところの確認それから、
0:20:17	QMSをしっかり
0:20:20	まとめていって、それに従って、本申請の設計及び工事をしっかりやっていくんだということがちょっとわからなくなってきてしまうので、
0:20:29	そこを明確にしたいと。
0:20:31	いうところですよ。
0:20:33	まずできれば設計のところは、
0:20:38	あえていい例を出すとすれば、燃料棒のね、熱機械設計みたいなところをやってるところ或いは各炉心の核設計やってるようなところ、それはどこですかとかですね。
0:20:49	そういうのが各技術分野ごとぐらいにはわかりたいな。
0:20:57	ちょっとその辺の説明をまず、
0:21:00	していただきたいという
0:21:05	それからですね、
0:21:13	二つ目のローマ数字二つ目なんですけど、. 5 の、そのさっきの 1 ページ目のところで、
0:21:19	設計方針を、
0:21:23	原子力発電本部とテクニカルソリューション統括部これ要するに本店だと思ってますけど、
0:21:29	で定めて、設計方針に基づいて現地における具体的な設計及び工事の業務は、
0:21:35	玄海原子力発電所で実施するというふうに言ってるんですけど。
0:21:40	これがどこで分けしているのか。
0:21:44	そこはちょっとよくわかんない
0:21:47	ん設置変更許可、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	の申請って基本は、
0:21:53	設計方針を定める。
0:21:56	のが基本だと思う。
0:21:57	いるので、
0:21:58	具体的内容を技術基準に照らし合わせて、設工認の手続きだとか、或いは運転管理のことで言えば保安規定側の方に落とし込む。
0:22:09	ところなどは具体的設計だとか工事の話なのかなっていうふうに思うんですけど。
0:22:17	ちょっとその辺の区分けがよくわからないので、
0:22:21	先ほど本店側でドン、それぞれの部門がどんなことを担当してるか、それがどの段階から、
0:22:29	発電所の方で、
0:22:30	具体的設計にか。
0:22:34	具体的設計の話がこの展望に書いてあるってことは、
0:22:38	設置変更し、許可申請の段階においてもすでにこの
0:22:43	発電所の設計及び工事の内容が入り込んでいるのかなっていう気がするんですけど、そうであれば、どの辺が入っているのか。
0:22:51	その辺をちょっと説明をお願いしたいと。
0:22:57	それから、ローマ数字三つ目の3、
0:23:01	ローマ数字3の方がこのところは、
0:23:05	同じく申請書テングウのですね2ページ目のところに来ると、運転保守の話になるんですけども、当然、
0:23:13	本申請、高燃焼度燃料の導入、
0:23:17	に関して、運転保守の業務っていうのは、
0:23:21	まず、4号、
0:23:24	だけなのかなってまず思っていて、
0:23:26	3号及び4号って何が変わってくる。
0:23:30	共用してるところが何か設備或いは施設であればそこが変わってくるっていうのであれば、
0:23:35	そこははっきり説明をしてきていただきたい。さらにわからないのは、1号炉と2号炉の説明が入ってきて、
0:23:45	それって、
0:23:46	私としては全然なんか、こん申請に関係ない気がするんですけど、なぜ1号と2号の話がここに、
0:23:54	登場するのか、そこも説明をしてもらいたいと、いうふうに思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	こちら側から確認をしたいことは、以上、それからその趣旨についてはご説明しましたけれども、
0:24:07	何かしら
0:24:09	趣旨の確認という意味で、
0:24:13	しておきたいことがありますでしょうか。
0:24:22	九州電力の田仲ですけども。
0:24:25	今現状内の添付 5 の記さ内容、ちょっと申し上げますと、特に今の記載は本申請後 5 燃料の導入に絞った記載ではなくて、
0:24:40	玄海原子力発電所、
0:24:43	通しての工事にとらない一般的な設計、
0:24:50	工事、運転について記載している内容でございます
0:24:56	ということで 5 燃料に絞ったときに、どの部署は、その設計で対応するかとか、工事に対応するか。
0:25:04	その辺っていうのはこの資料ではまだ仕分けられていませんので、
0:25:09	今いただいた趣旨を踏まえてですね、
0:25:13	ほぼ燃料に特化していた整理の方を一度させていただきたい。
0:25:19	はい。以上です。
0:25:23	はい。規制庁鈴木です。
0:25:25	今の話はまさに
0:25:29	申請の、
0:25:32	添付書類について、
0:25:41	実用炉。
0:25:42	規則。
0:25:44	の、
0:25:45	5 条の中で明確に、
0:25:50	変更に係る
0:25:52	説明の書類なのか変更後の、
0:25:55	説明の書類なのか。
0:25:57	これは、
0:25:58	手続きとして書き分けてますので、
0:26:03	申請書類のが載ってるかどうかという
0:26:08	確認をしていただいて、もし、
0:26:11	実用炉規則の通りでないような記載があるようであれば、その辺のところは、
0:26:17	記載の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:20	修正だとか補正も含めて、
0:26:23	改めて考えていただきたいな。
0:26:26	一方で説明として、
0:26:28	全体として、
0:26:30	どんな組織が、
0:26:33	玄海発電所、原子力発電所として、12号も含めて、こういう体制のうちで、
0:26:40	現状の体制の中で、こん申請に係る内容はこういうふうに言ったところが関係してやっていきますっていうような説明が、
0:26:49	の方がわかりやすいわかりやすいので、それは補足資料とかそういったところで説明していただければ、
0:26:58	九州電力の田仲です。ちょっと今は我々としては今までの許可において、
0:27:04	店舗 5 軒さ
0:27:06	については
0:27:08	これまでと、今回お出したものと変わらない状況で出てきたということと、
0:27:13	あと
0:27:15	添付 5-2 については運転という話があって、燃料の運転フォー寝るの運転といったところを、
0:27:23	踏まえると、ちょっとどこまでの範囲が
0:27:27	要は部署として影響するかとか、
0:27:31	そういったところろろがちょっと整理がちょっと非常に、
0:27:35	難しいのかなというところもありますので、
0:27:39	例えばその限界値に合田と同じ式ちいであって、例えばその竜巻とかの、
0:27:45	対策として 34 号に影響を与えないように 1 号の設備も固縛するとか、そういったものもありますので、そういった意味でその運転にかかわらないかっていうとちょっと変わってくるのかなというところもありますちょっと悩ましいところありますので、その辺ちょっと、
0:28:02	整理をして、
0:28:04	まとめるようにいたします。
0:28:06	研修規制庁数です今お話されたような観点で、12号も関わってきますというところは、あれば別に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	ヒロイ、広く記載されても全然構わない。むしろ狭めて足りなくなっちゃう方がよくないので、
0:28:25	広く記載されて、説明をちゃんとしていただければいいかなっていうふうに思いますので、
0:28:31	言った趣旨で、もう一度ちょっと、
0:28:33	内容確認していただいた上で、
0:28:37	整理した内容を我々にちょっと補足として説明をしていただけますか。よろしいですか。
0:28:45	九州電力の田仲です。わかりました。ちょっと一旦また整理してみます。以上です。
0:28:53	原子炉規制庁鈴木です。一方ですね、先ほどちょっと若干、
0:28:58	保安規定の方で話題になりました。
0:29:02	原子燃料部も、
0:29:04	これはやはり、
0:29:06	関連してくることになるというふうな理解
0:29:12	よろしいんですかね。
0:29:14	保安規定の方の説明では、
0:29:16	保安の業務を持っていますということでした。
0:29:19	特に、
0:29:20	工事の中の調達、
0:29:22	に係るプロセスとしてですね。
0:29:25	原子燃料部門は必ず入りますと、そういうお話でしたので、
0:29:29	これは現状の、
0:29:31	新鮮書の記載からは抜けているので、そこは入ってくる
0:29:38	よろしいですかね。現況の時点でお答えできる。
0:29:41	ないようであれば、
0:29:42	次回の審査会合のときに、その辺のところの、
0:29:46	記載の修正も含めた、説明をしていただくことになるかと思いますけど。
0:29:53	九州電力の田仲です。
0:29:56	燃料の部門についてなんですけども、
0:30:01	午前中ちょっと議論があったかと思うんですけども、我々としてはやっぱり
0:30:08	燃料部門がないとですね、やはり燃料の調達ができないので、大きな目で見れば、保安に関する業務に含まれてるかな。
0:30:17	いうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:20	思っております、ちょっとそういう意味では添付資料 11 位なんですけども、
0:30:27	ちょっと
0:30:29	燃料部門の負債をですね、
0:30:33	ちょっと記載するの忘れてる部分がありまして資材調達の部門についての記載が、
0:30:39	むしろ 11 にあると思うんですけども、そこ等
0:30:44	資材部門と合わせてですね、燃料部門のところ本来書かないといけな いかったんですけども、
0:30:50	ちょっとこちらの誤記でちょっと入れるのちょっと忘れてまして、
0:30:54	今日午前中の議論はされる前はですね、そ令和補正として入れ込もう ということで今考えてた状況でござい
0:31:04	規制庁都築です。添付 11 の方は、公安に関する業務の品質管理の規 則、
0:31:13	まさに法案の業務として登場するんであればそこはしっかり書いていた だく必要があって、そうしないと保安規定をしてこないですから、
0:31:21	そこはしっかりしていただきたい。一方で、
0:31:24	. 5 のところは当然保安の業務は、そうですけど、それ以外にいろんなこ とやってるんですけどっていうようなところで、
0:31:32	今日午前中の話で、主に商取引の話だったのでその話はいらないかな と思うんですけど。
0:31:41	その保安の業務じゃなかったとしても、この設計をする上では、関わっ てくるんですけどかかっていうところがあれば、そこに本当に技術者がいるん だっていう、
0:31:54	カウントとかですね、そういったところに、
0:31:56	来るのかなっていう、私個人的には思ってた、
0:31:59	ちょっとその辺はしっかり、
0:32:03	その人数の話とか含めて、
0:32:07	原子燃料部門が、
0:32:09	実際にどのぐらいの規模でどういうことに関わってくるのか。
0:32:14	ていうところはしっかりテングウの方でも、
0:32:18	全体像として説明をしていただき、
0:32:22	添付中じゃ先ほど言ったように、
0:32:24	保安に関する業務、保安に関する業務の品質管理、
0:32:28	ので、そこは保安の業務、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:31	だけに絞って言えばいいと思ってますのでちょっとステージが、
0:32:35	少し違う気もするので、
0:32:37	その辺は、
0:32:39	しっかり使い分けて説明をしていただきたいなっていうふうに
0:32:42	よろしくお願ひ
0:32:46	はい。九州電力の田仲です。了解しました。
0:32:51	規制庁鈴木です。では
0:32:55	資料 3 の方で、
0:32:59	前に戻りまして、
0:33:04	bポツの、
0:33:06	ところですね、ここから、
0:33:09	説明していきたいと思います。
0:33:16	まず、
0:33:18	1 ページ目の一番下のところで、
0:33:22	ローマC型(1)ですけれども、
0:33:25	今日の資料 1 でいうと、
0:33:29	摘要欄の部分、ここで、
0:33:32	適用がバツとなっている。
0:33:35	今日の資料 1 は全条文が書いてないので、
0:33:39	ここで参照しているのは、2 月 7 日の審査会合の資料 2-1 の後ろの方、38 ページから 39 ページで、
0:33:48	常務一覧について説明がありましたので、
0:33:52	その
0:33:54	適用としてバツになっているところ。
0:33:57	なぜバツなのかっていう理由についてですね。
0:34:01	説明を、
0:34:04	今後お願いしたいと言うことを挙げています。で、
0:34:08	一つ目のですね 17 条 1 号、これ実は審査会合の中で確認をさしてもらってですね。
0:34:15	私の理解では、事業者の説明はですね、13 条の解析結果そのものを使わずに、17 条 1 号の、
0:34:26	運転時の異常な過渡変化と、DBAの時に生じる負荷に耐えるということとを、
0:34:32	建設時の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:35	原子炉容器の強度計算書で説明しているので、13条が変わるか変わらないかという観点では関係ないんですと。
0:34:44	そういう説明をされていたと思うんですけども。
0:34:48	建設工認第8回申請の強度計算書の設計条件を確認したところですね。
0:34:55	運転状態3の設計条件は、まさに、解析結果そのものを使っているという記載になっていますので、
0:35:05	本申請で13条の運転時の異常な過渡変化設計基準事故の解析を変えるのであればこの運転状態3の、
0:35:14	設計条件が変わることになるのかなというふうに思っています。それを受けた上で、
0:35:20	原子炉容器がちゃんと十分不可に耐えるですか。
0:35:25	そういう話を、
0:35:28	しなければならないのかなというふうに思いますので、
0:35:31	ここはまず適用ではないかなというふうに規制庁として考えているところ
0:35:39	それから、
0:35:41	次の22条第1号、
0:35:44	重要安全施設において発生した熱を除去することができる、
0:35:49	ことと、こういう要求がありますので、今回、
0:35:54	この熱と言っているところは、要するに炉心の崩壊熱だと思ってます。
0:35:58	それから、
0:35:59	炉心の崩壊熱は
0:36:02	燃焼度の、
0:36:04	変化或いはその燃やし方によって変わると思いますし、かつ、
0:36:09	今回、
0:36:11	ポツの、
0:36:12	また(1)のところで、
0:36:14	FPはASJ推奨値に崩壊熱データを変えます、アクチニドの崩壊熱はオリゲンIIコードによる評価に変えますという、
0:36:24	話もしているかと思うので、
0:36:27	これはまさに
0:36:29	直接関わるかなというふうに思って、
0:36:33	それから、24条第1号の、運転時の異常な過渡変化が発生する場合における、異常な状態の検知、スクラム動作。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:43	これ本文 10 号の方で、
0:36:46	ここを解析として取り込むはずなので、
0:36:49	そこが、
0:36:51	直接関わっているんじゃないかなっていう
0:36:57	これは 24 条第 2 号。
0:36:59	設計基準事故が発生する場合における異常な状態の検知、原子炉停止システムの自動的作動、これも同じだと。
0:37:08	2 号 1 号と同じじゃないかなっていうふうに考え
0:37:12	それから、
0:37:13	31 条の解釈 3 のところで、運転時、通常運転における環境放出、廃棄物の測定監視、
0:37:23	これは旧安全委員会の
0:37:29	測定指針によりますという話があって、今回、
0:37:34	気体廃棄物の放水量が高燃焼度燃料によって変わりますって話をしているので、
0:37:44	測定監視はちゃんとできますよっていうことは、関係してくるのかな。
0:37:52	31 条の解釈 4 のところ DBA のときの同じように、計測指針の話、これも、
0:38:02	炉心の蓄積インベントリーのが変わりますという話をされているので、
0:38:09	関連してしてくるんじゃないかなっていうふうに、
0:38:13	それから、32 条第 6 項、Cv に発生した熱を除去するこれは、
0:38:19	22 条第 1 号の炉心側の方の話と同じかなっていうふうに思う。
0:38:24	うん。
0:38:25	32 条 8、32 条の 8 項、これは四分ナカノ。
0:38:31	可燃性ガス濃度制御系の話ですけど、今回 G 値の見直しだとかっていう話もあるので、
0:38:38	説明が必要な、
0:38:41	条文じゃないかなっていうふうに思って。
0:38:46	まず、
0:38:48	摘要欄がバツのところの、
0:38:52	理由を説明保守をして欲しいところです。
0:38:55	次のページの、
0:39:02	申請欄ニジュウマルとをしながら、申請対象外としているというところがありまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:12	16条1項3号、燃料取扱設備のところの崩壊熱の説明のところなんですけど、ここは、
0:39:21	崩壊熱の話なんだけどなぜか。
0:39:25	対象外という
0:39:28	説明になってますんで、これを対象外とする理由がちょっとわからないので説明が欲しいなど。
0:39:36	まず、bポツのところ、
0:39:39	こちらの確認をしたい事項についてお話ししましたけれども、
0:39:44	何か
0:39:47	趣旨の確認だとか、何を聞こうとしてるのかよくわからないみたいなどころがあれば、
0:39:54	発言していただい
0:39:55	ければなど。
0:40:05	訂正電力のタケツグですコメントの趣旨については記載いたしました。こちらのコメントについてちょっと、ただいますぐに答えられるものでありませんのでじゃないで持ち帰って再確認をさせていただきますて、
0:40:22	説明については今作成している条文整理表の中で、その説明について、その説明を追記させていただけたらと考えております。以上です。
0:40:32	未収規制庁スズキです。お願いいたします。続いて、2ページのCポツに、
0:40:39	きますけれども、
0:40:48	Cポツの方、ローマ数字片括弧1のところですけど、
0:40:56	まず、
0:40:58	ここで言っているのは、資料1で言うと、
0:41:06	申請欄が、
0:41:08	黒塗りの丸。
0:41:10	と言ってるようなところが、
0:41:13	該当すると思っけてまして、
0:41:16	申請書の本文55、口、
0:41:19	これは一般構造についての説明の、
0:41:24	部分ですけどもそれと、
0:41:27	添付書類に変更内容が、
0:41:30	具体的に申請書上変更の内容がないと申請されてないと思っけてるんですけど、
0:41:36	ないんですけども、申請対象とするんだという説明になっている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:43	12 条の 1 項、
0:41:46	重要度に応じた安全機能。
0:41:49	これは今日の資料 1 の方で、とりあえず、細かい説明が、
0:41:54	出てくると思ってますので 12 条のところ 1 項 2 項 3 項 4 項のところは、 資料 1 の九州電力の説明で変えたいと思う。
0:42:04	ています。
0:42:06	それは、15 条の 3 項、
0:42:11	制御棒の挿入性とか停止後の冷却機能の維持、これ炉心冷却ルール が維持されるかどうかという、
0:42:22	話です。
0:42:24	それ、
0:42:26	15 条の 4 項は、燃料の流体振動による損傷の防止、
0:42:32	15 条の 5 項は、燃料の物理的・化学的性質の工事、
0:42:39	この辺のところは結局、燃料が、
0:42:45	今回その燃料が変わる部分が、
0:42:49	また構造が変わらなくて、材料だけ変わりますと、
0:42:54	或いは燃やし方だとか、核的な特性だけ変えますみたいなね、そうい う、
0:43:00	話だから変わらないんだっていうような、
0:43:03	話であれば、特段何か、
0:43:07	申請がないという、
0:43:10	話なのかなっていう気もするんですけど。
0:43:13	ちょっとその辺がよくわからない。
0:43:16	ということで、その辺も今後詳細に、あと 15 条あったかな。
0:43:27	今日、今日の資料 1 で 15 条もありますねこの辺も、
0:43:31	今日関連して説明をしが、とりあえずは、
0:43:35	出てくるかなっていう。
0:43:37	ところですね。
0:43:40	そこは後程ということで、続いて、ローマ数字、片括弧 2、
0:43:48	ですけど、
0:43:53	本文の 5 号炉だけじゃなくて、へ、
0:43:57	そうですね、計測制御系統の、
0:44:01	そのところでも、
0:44:03	変更がなくて、さらに添付書類でも変更が、
0:44:07	ないんだけど、申請対象とすると言っている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:12	25 条の、
0:44:14	1 個、
0:44:15	それから 25 条 2 項 1 号、
0:44:18	これは
0:44:20	反応度制御システムを設けるですとか、
0:44:24	2 以上の独立した反応度制御システムを備えなさいっていう
0:44:29	構成的な、
0:44:31	システムの構成的な話を要求してる場所なんですけど。
0:44:35	これは特段何かこれ自体を変えるものではない今回の申請ではないという ふうに思う。
0:44:41	ているんですけど、一応、
0:44:43	申請対象とする理由があるということなので、その辺はもう少ししっかり 説明を、
0:44:49	聞かないとちょっとよくわからない
0:44:51	規制庁としては、
0:44:53	特段変わることはないのかなと適用条文だと思うんですけど、
0:44:58	今回の申請対象ではないのかなっていうふうに思ったのでなぜ申請 対象とするのかっていうところをちゃんと説明を、
0:45:06	聞きたいな。
0:45:09	それから、
0:45:11	続いて、ローマ数字、片括弧 3、
0:45:15	A のところなんですけど、
0:45:20	今日の資料 1 の方でも出てくると思います。これ実は審査会合って途 中まで話して途切れてしまったところなんですけど、
0:45:34	核的制限の今度範囲を
0:45:41	1 項の要求のところでした、
0:45:46	今度範囲を指定するっていうことを、
0:45:49	どのように設計とか運用で担保しているかっていうところはちょっと読み 切れなくて、
0:45:59	まず、反応度を抑制することにより核分裂の連鎖反応を整理できる能 力と言ってるところは、
0:46:08	水平方向の、
0:46:09	核的、
0:46:11	安定性は、固有の出力抑制特性。
0:46:15	で、従属して達成できるということだろうとっていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:21	書いてないですけど、申請書に、多分これは自明ということで、
0:46:25	書いてないのかなっていうふうに、会社
0:46:27	ますけど、
0:46:29	一方で軸方向の鋭角的安定性で、
0:46:34	これ、アキシアルオフセットの話だと思んですがこれほぼに書いてない んですよね。
0:46:40	それが書いてないのは、
0:46:42	ない以上は、適合ご説明できてないんじゃないかなっていうふうに、
0:46:47	言って。
0:46:48	なぜこれが書いてないのか、その辺がちゃんと説明をしていただきたい など。で、
0:46:53	いや、今の記載でもちゃんとそこは何か類推できるとか、
0:46:58	何かこう、
0:47:00	できる記載がどっかで別にあるんですっていうことであれば、そうなのか なっていう気もします。
0:47:06	ちょっとその辺は説明をしっかりともらった上で我々、
0:47:11	水平方向も事故をちゃんと説明を受けて、
0:47:14	今回の5燃料の核的安定性の話が判断できるかどうかを、
0:47:21	検討していきたいというふうに
0:47:22	いるということ。
0:47:26	それから、
0:47:30	15条の2項の、
0:47:32	燃料要素の許容損傷限界の、
0:47:37	ナカノ、熱的限界の最小DNBR限界熱流束と実際の局所熱流束の比、
0:47:48	これと最大線出力密度、
0:47:51	さらに、それらを経験して、
0:47:55	あると思っているんですけどペレットの濃縮度、
0:47:58	ガドリニアを含むものもありますけれども、
0:48:01	これっていうのは、
0:48:04	本文午後は
0:48:06	のところで、変更しているんですけど、
0:48:11	機械的限界のPCMIの破損防止の話っていうのが、
0:48:18	同じように5本分5のハの中で、
0:48:21	見当たらずでですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:23	これがないと、許容損傷限界の説明ができないんじゃないのかなっていうふうに思っているんですけども、なぜそこがなくていいのか。
0:48:34	ていうところ。
0:48:37	まず、15条について記載が直接的に見当たらないという、
0:48:44	趣旨の確認をしたいということですけどそこで何か追加で聞いておきたいこととか何か或いは認識。
0:48:52	違いがあるみたいなところがあれば、
0:48:55	言っていた。
0:49:00	今日答えなくても別に今後説明していただくってことだけなんですけど、これを説明する上で何か、私が今日言ったところで、
0:49:11	追加で聞いておきたいところがあったりするのであれば、
0:49:15	聞きいただければと。
0:49:17	九州電力のタケツグです。コメントの趣旨だけ再確認になりますが、
0:49:23	Cボツの(3)の最後の軸方向安定性の銅版の記載を説明することという意図としては、今の申請書の本文の中で軸方向安全性の
0:49:35	説明がどこで読めるか確認できないのでその説明を書いていると、どこで説明しているのかというところを、進めさせていただくというような趣旨と、
0:49:49	いうことでよかったですでしょうか。
0:49:52	はい。規制庁鈴木ですその通りですもし、逆にそこ別に書かなくても、
0:49:57	安定性の話をすちゃんと説明できるんです。最終的に
0:50:01	確定制限の話だとかそういったところは、全部説明できるんですってことであればそれでも説明構わないですし、
0:50:10	どういうふうに説明を、
0:50:12	することで適合性を、
0:50:15	説明できるのかっていう、観点で説明していただくと多分、
0:50:19	どこの記載で読むのかっていうところに紐づくかなって。
0:50:25	九州電力のタケツグです承知いたしました。
0:50:29	規制庁鈴木です。では続けます。次16条関連が、
0:50:35	次のページの真ん中過ぎぐらいまで続きますけれども、ちょっと途中で、取扱施設と、
0:50:45	貯蔵施設、
0:50:49	とちょっと分けて、
0:50:51	説明をしていきたいと思えますまず、
0:50:53	第16条第1項って取扱施設。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:58	でして、
0:51:00	まず、
0:51:01	ローマ数字片括弧 5 のところですね 2 ページの下から二つ目のところ。
0:51:08	取扱施設について、
0:51:11	本文 5 号に、これが取扱施設或いはちょうど施設のは説明をしている。
0:51:17	記載部分ですけれども、
0:51:22	1 号 2 号の使用済み燃料集合体最高燃焼と、5 万 5000 メガワットパートンのものを含む、これは、
0:51:31	もともと書いてあって、12 号は当然これ、高燃焼度燃料もすでに導入済みなので、もともとはこれが入っていたのかなと思うんですけど今回何か記載を削除されているのはどういう理由なのかなっていう。
0:51:47	ところ、それから、4 号の方は今回、5 万 5000 メガワットパートン高燃焼度燃料、これを、
0:51:57	取り扱うようにするという、導入するという、
0:52:01	趣旨の変更申請なんだけど、
0:52:04	何故か取扱施設側では、
0:52:08	これを除くって記載があってこの、この意味がちょっとよくわからなくてですね、なぜ、
0:52:14	5 万 5000 メガワットでパートンの
0:52:17	を導入するって言ってるのに、
0:52:20	取扱施設は除くっていう記載になってるのかって言うことが、ちょっと何か、
0:52:26	相反してるんじゃないかなっていう
0:52:29	気がしています。
0:52:32	結局この、本文 552 の最初の記載んところって何かいろいろこう入りまじって、
0:52:41	書いてあるし、かつ、
0:52:49	16 条 4 項でいう許可の兼用キャスクにかかる話も、運搬容器として、
0:52:57	書いてあるので、まずその
0:53:01	今回の、
0:53:02	4 号として入れる。
0:53:05	高燃焼度変量っていうのを、
0:53:07	取扱施設或いは貯蔵施設でどう扱おうとしているのか。
0:53:13	ちょっとそこがよくわからないのでそこを整理して説明をしていただいた上で 12 号との関係とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	ていうところもちょっと
0:53:25	燃焼度別に、
0:53:27	どうしようとしてるのか、結果として最後、
0:53:31	どの施設設備はどこまで扱って、
0:53:36	こっちはここまでですみたいな、何か区分けがあるように、ちょっと想像はしてるんですけど、ちょっとそこはわかんないので、
0:53:43	そういう区分けをしっかりとわかるように説明をして欲しいなというところですよ。
0:53:50	次の、
0:53:52	炉水片括弧 6。
0:53:54	16 条 1 項 1 号、
0:53:57	なんですけれども、
0:54:01	ここの記載で、
0:54:03	新燃料貯蔵設備、使用済み燃料貯蔵設備、
0:54:08	それから、
0:54:10	Cvと原子炉キャビティ。
0:54:14	ここで新燃料取扱設備を用いるってところが書いてあって、
0:54:20	使用済み燃料には原子炉から使用済み燃料貯蔵設備まで、
0:54:26	取扱設備を用いるってことを書いてあって、
0:54:31	使用済み燃料、
0:54:33	貯蔵設備で保管するってところまではあるんですけど、
0:54:37	新燃料の搬入とか新燃料の保管、
0:54:41	ここ燃料の取扱施設なので新燃料も扱うので、
0:54:47	そのところ、
0:54:49	の記載がちょっと読めないなっていうところと、使用済み燃料の搬出の話も、
0:54:56	ここの部分でちょっと読めないなということで、
0:55:01	この取扱施設が、
0:55:03	扱う、
0:55:05	燃料のなんていうから、
0:55:07	取り扱いステージみたいな。
0:55:09	どういう搬入から最後搬出するところまで、
0:55:13	そこに新燃料がどういうところで扱われる使用済み燃料がどこで扱われるってところを、
0:55:19	ちょっとこう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:22	鶏搬入から搬出のところまで、
0:55:24	ワンスルーで、
0:55:26	説明していただいた上で、ここの本文、
0:55:29	午後 2 のところの初めのところで、
0:55:34	網羅的にちゃんと説明できて、されているのか。
0:55:37	その記載があるのかどうかというところをちょっと説明をしてもらいたいと。
0:55:42	ということです。
0:55:43	何かバラバラと書いてあるんだけど、何か網羅的に全部
0:55:48	16 条 1 項 1 号で言っている搬入過半数のところも全部含めて取扱設備の適合性を、
0:55:54	説明できているのかどうかちょっとよくわからない。
0:55:57	いうところでは。
0:56:01	それから次のページまで取扱施設が続きますけれども、
0:56:09	16 条 1 項 2 号、
0:56:11	の、
0:56:15	向こうも本文 5 号の 2 のところの記載で、
0:56:19	リン燃料取扱時に臨界に達することがないっていうのは、保護のロード、一般構造
0:56:27	ところでは、
0:56:28	記載があるんですけど、
0:56:32	ここで具体的に、
0:56:35	どういうふうにすることによって臨界に達することがないようにしているのか。
0:56:41	もし何か取り扱い施設以外に何か設備を必要と。
0:56:45	しているのか知れないのかちょっとよくわからなくて、ここでどういうふうに、
0:56:50	臨界に達することがないようにしようとしているのかというところの説明が、
0:56:56	特段、具体的にないので、
0:56:58	もう少しここは詳細に説明を、
0:57:02	していただきたいなというふうに思います。先ほどの搬入から搬出までどうやって扱うかっていう、
0:57:09	扱い方を含めてここ、
0:57:11	本ではこういうふうな、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:12	臨界に達することがないように、
0:57:15	そもそも特性です、或いは工夫があります。何か設備が、をつけること によってなりますみたいななんかそういうのがあれば、
0:57:22	そういうふうの一つずつ説明を。
0:57:25	していただいた上で、この本文 5 号に、の記載っていうのが本当に説明 が全部されているのか。
0:57:34	ちょっとそこを確認したいと思います。
0:57:38	まだ取扱施設続きますけど、
0:57:44	本文、16 条第 1 項 3 号、ローマ数字、(8)ですね、
0:57:50	このところで、
0:57:54	やはり同じように、本郷五郎で、
0:57:59	取り扱い、燃料取扱時に使用済み燃料が溶融しないことっていう、一般 的な、
0:58:06	事故が書いてあって、それも
0:58:10	同じようにこの 2 本分 552 のところで、具体、どういうふうにすれば、余 裕しないのか、そもそも余裕しないものなんですってことなのかっていう ところが、
0:58:19	わからないので説明お願いしたい。それから、
0:58:23	次の、ローマ数字方(9)代理、16 条第 1 項第 4 号、
0:58:31	使用済み燃料からの放射線遮へい能力についてなんです。
0:58:35	もう、
0:58:36	本文 5 号に、に記載している遮へいに必要な水深の確保、
0:58:43	理由、
0:58:44	ところが、
0:58:46	具体的に、
0:58:49	どのぐらい水深があればいいとか、
0:58:51	そういう話は特段書いてないので、
0:58:54	必要な推進って何ですか。
0:58:57	ていうところをちゃんと説明をしてもら
0:59:02	そういう構造になっていると。
0:59:04	そういう運用操作をしているとかっていうことがあればそういったところ まで、
0:59:09	説明をお願いしたいです。
0:59:12	それから、続いて、ローマ数字、片括弧中、
0:59:18	16 条第 1 項第 5 号、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:21	ここの
0:59:24	本、
0:59:25	本文 552 の記載で、燃料取扱時に落下を防止することがない。
0:59:32	安保主務。
0:59:34	落下を防止する。
0:59:36	という、
0:59:38	記載になっているんですけど、
0:59:42	ちょっとこの資料 3 のうち、書き方ちょっと何となくおかしいですけど、行きたいのは、落下を防止するという、
0:59:50	本文 5 号炉の記載になってるんですけど、
0:59:54	何か防止するのに、
0:59:56	訪問、午後 2 のところで具体的にどんな落下防止策を講じているのか。
1:00:02	そもそも落下しないんですっていうこと。
1:00:06	何かしらこういうことをすること。
1:00:07	によって落下を防止しているってことなのか。
1:00:10	その辺がよくわからない。
1:00:13	ということです。
1:00:14	結構その取扱施設については、あまり
1:00:18	説明、記載の説明がないような気がするので一通り、
1:00:23	どういうふうに、
1:00:25	そこを満たすというふうに説明しているのかってところを、
1:00:30	確認したいところです。
1:00:33	まず、取扱施設のところは、
1:00:38	こちらの趣旨は伝わったでしょうかよろしいでしょうか。
1:00:42	特段何か追加で確認しておきたいこと。
1:00:45	ありますでしょうか。
1:00:50	良い、よろしければ続くこちら説明続けます。はい。
1:00:57	続いて、16 条 2 項 2 号口、
1:01:01	のところなんですけど、これはちょうど設備側の話ですけれども、
1:01:06	ここの炉は、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備。
1:01:12	について、
1:01:14	説明を求めている、要求をしているんですけども、最終ヒートシンクに熱を輸送する設備の具体的な
1:01:24	系統名とか仕様とか、
1:01:26	そういったものが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	浄化系、
1:01:34	なのか。
1:01:36	ていうところで、この、
1:01:38	浄化系の浄化って具体的に、
1:01:41	何をしているものなのか。
1:01:45	その辺の、
1:01:47	記載について説明をお願いしたいと。
1:01:52	ます。
1:01:54	ちょっとこの輸送できる設備が所浄化系ではないような気がするんですけど。
1:02:00	浄化系の話が書いてないのでここに
1:02:03	本文 5、
1:02:04	5-2 のところには、
1:02:07	もし、
1:02:08	いやさらに、
1:02:10	最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備を他にあるっていうんだったらそれについてご説明をお願いしたい。
1:02:18	16 条についての本文記載についての確認をしたいところは、以上になります。
1:02:28	続けてよろしいですか。
1:02:32	すいません九州電力のタケツグです。今のコメント指示は理解いたしました。これらのご説明についてなんですけども、次回の審査会合というのは、条文整理の、
1:02:44	話がメインになるのかなと思ってまして、これらの御説明というのはその後の審査の、
1:02:50	話になるのかなと考えているんですけどもそのような理解でよろしかったでしょうか。
1:02:57	原子力規制庁スズキです。まず
1:03:00	適合性を確認する上で、
1:03:04	情報があるのかどうかという観点で整理をしていきたいと思うので実際の審査に入ってから、
1:03:11	情報がないとかなんていう話はあまりやりたくないんで、
1:03:16	条文整理をした上で、条文整理整理されて申請対象と。
1:03:23	自身整理されたものの、
1:03:25	適合の説明っていうのをいつもいただいていますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:30	ここ、前回の資料 2-1 でもその説明書く。
1:03:34	現時点で九州電力が申請対象だとしているところの適合の説明をしているので、そののところに、まず、
1:03:43	本文から引込んでいた情報で、
1:03:45	適合の説明を、
1:03:47	していただいて、足りなくてテンパチも見てますとかっていう話だったらテンパチも参照した上で、遅い書き方してると思いますけど。
1:03:55	まず説明をしていただいて、その上で、
1:03:59	本文になぜ書いてないのか。
1:04:02	ていうところは確認をしていきたいなっていうふうに思う。
1:04:05	て言いますので、ちょっとその辺のところも次の審査会合のところ、
1:04:09	条文整理に基づいて、情報更新をしていただけ。
1:04:15	るとありがたいですけどちょっと、
1:04:17	時間的に猶予がないってことであれば次、その次のしては別には別に構わない。
1:04:23	その辺は九州電力にお任せしたいと。
1:04:33	九州電力の武智です。承知しました。
1:04:38	規制庁鈴木ですでは続けていきます。3 ページのCポツの、
1:04:45	ローマ数字片括弧自由に、27 条第 1 号、なんですけれども、
1:04:54	小コウノ要求の中で、周辺監視区域の、
1:04:59	外の空気中及び境界の水中の補正物濃度を十分低減する、
1:05:06	ていうところは、
1:05:09	本文 9 号側のいわゆる線量目標値評価指針車型評価結果、ここへ今回変更するということで記載をされているので、そこはわかるんですけども、
1:05:21	そうそれは目的で、最終的に要求を求めているのは放射性分、放射性廃棄物を処理する能力を、
1:05:30	有しているかどうかというところを直接的に、
1:05:35	求めているんですけども、その放射性廃棄物を処理するのに
1:05:40	有している方針に、
1:05:42	は、設備変えてないので、変更がないということでもいいのかどうか、ちょっとここは多分、
1:05:49	条文整理表で、1 号というふうに言っちゃったとしても、多分、二段階あると。
1:05:56	ているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:58	そこは書き分けて説明をしていただきたいなというふうに
1:06:04	私の方からの
1:06:07	求めている趣旨はご理解いただけたいでしょう。
1:06:25	はい。コメントの趣旨、理解いたしました。
1:06:30	規制庁数ですではここは書き分けをお願いします。
1:06:35	規制庁側から用意した資料 3 の説明は一通りしましたので、それー。
1:06:45	今日の時点では受けてないんですけれども、まず現時点での、
1:06:49	九州電力の
1:06:51	添付 1 の条文整理の説明を引き続きお願いできればと思います。
1:07:06	あ、九州電力の福沢です。すいません今言った、
1:07:10	説明いただいた資料 3 についてちょっと確認したいことがありまして、
1:07:15	よろしいでしょうか。原子炉規制庁鈴木です。どうぞ。
1:07:18	はい。九州電力の福永です。資料 1 ページ目のポツの、
1:07:24	変更理由及び変更の内容の関連性を整理するっていうところで、
1:07:29	事実確認事項として、変更の理由のところ、期初の変更のところ、
1:07:37	ですね、ここ、
1:07:39	について、
1:07:41	ご本人にしよう。
1:07:43	もうパッケージ代であると。
1:07:46	記載されておりますけども、こちら
1:07:50	他の、ちょっと確認事項と何か頭が違ってて、
1:07:54	こちらで何か規制庁で、こういうふうに、何か、
1:07:59	判断。
1:07:59	結論されたっていう認識でよろしいんでしょうか。
1:08:04	原子力規制庁スズキです。前回の、
1:08:07	審査会合の中で、
1:08:12	机上資料の更新は、
1:08:15	本文 15 の、
1:08:17	設計基準事故時の放射性物質の異常な放出の評価、これを変えるような タイミングで、
1:08:26	気象資料の更新が必要かどうかを判断するという九州電力の社内ル ールがあるということだったので、ということは、
1:08:35	あくまでもそれが理由で、今回の高燃焼度燃料の使用っていうのはた またまそこに当てはまる 1 例である。
1:08:45	ということかなというふうに理解しているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:48	高燃焼度燃料、燃料タイプを変更することイコール、気象資料の更新の検討するのではないですよってことを聞いたら、
1:08:59	で、ただし、今回は、
1:09:02	さっき言ったように本文 15 の、
1:09:05	評価が変わる。
1:09:07	燃料の変更なので、
1:09:09	結果的に高燃焼度燃料の変更という理由。
1:09:13	に基づいて、
1:09:15	今回の記載の変更をしてきてるんです、ですね変更申請のない内容を出してきてるんですよっていう、そういうことかなって理解できるんですけども。
1:09:26	直接的な、
1:09:27	因果関係ではないですよってことを聞いたか。
1:09:32	結果的に、再最後ひっくるめると。
1:09:36	高燃焼度燃料の理由だけで説明できますということであれば申請書の記載は今の通りではいいかなっていうふうに思うんですけど、ちょっとその繋がりが、
1:09:44	はをはっきりしとして、
1:09:46	現状こうですっていう説明をしていただきたいということ。
1:09:51	よろしいでしょうか。
1:09:54	はい、わかりました。ちょっとこの辺整理して、はい。また、回答のときに、
1:10:02	はい。以上です。規制庁宗です。
1:10:06	決定資料 1 の方の説明に移っていただいてもよろしいですか。
1:10:11	はい。では同社が用意した資料についてご説明させていただきます。
1:10:18	資料 1 についてですが、こちらにつきましては前回の審査会合において、条文整理について、幅広く丁寧にチェック確認をするということをコメントいただいておりますので、
1:10:30	条文整理について増分の高野後まで詳細にご説明する資料を準備しているところであります、それが本資料になります。
1:10:39	本当にこの本数は全条文ではなくて、代表的な条文のみ整理したものを提示させていただいてまして、今日のヒアリング結果
1:10:49	先ほどいただいたコメント等をもって他の条文に展開したいと考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:55	まず構成としてでしたんです。構成と構成ですが、まず表の左側にセツチュウカ設置許可基準規則の各条文を 5 号まで記載しております、
1:11:09	その右側、条文との関連性において、こちらについては審査会合資料 2-1 の資料と同様に適用と申請を分類したものを記載してございます。
1:11:20	次に、適用及びその右側の適用及び申請理由というところで、適用の有無とその理由と、
1:11:29	適用とするものに関しては申請の理由を記載しております。
1:11:34	で、一番右側についてですけども、そちらについてはこの申請に係る本文記載と、
1:11:41	いうところで、その各条文に係る本文の記載箇所というところを紐づけております。
1:11:49	また一番最後のページになりますけれども、
1:11:57	別紙、別紙をつけさせていただいております、こちらについても審査会合時に、申請の分類で黒塗り 0 となっているものについては説明のパターン分けができる。
1:12:09	考えられるので説明することというコメントをいただいておりますので、当社の考え方について整理したものに、整理したものでございます。
1:12:21	江藤。まずこちらについてご説明させさせていただきたいんですけども、
1:12:26	2 ポツ 1 ポツ概要がありまして、2 ポツの整理というところで表で整理結果を示しておりますけれども、
1:12:35	今回申請する条文のうち申請書記載に変更がない条文、現在、4 条と 6 条と 12 条、
1:12:43	12 条については 2 項以外が該当すると考えておりますが、これについてはどれも同様の申請理由と整理、
1:12:50	してございまして、申請理由としては、今回高燃焼度、すいません今回燃料集合体を変更しますので、後段の詳細設計に向け、変更する燃料集合体の、
1:13:02	設計方針を、
1:13:04	示すものになりまして適合性の説明としては補足説明資料にて設計方針に説明がなく、設計方針に変更がないことを、
1:13:14	ご確認いただくことで適合性を確認いただくものと考えております。
1:13:20	このように、
1:13:24	審査会合時点では第 4 条については、評価の 1 例を、設置許可段階にて示すということをご説明しておりましたが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	これらの条文の詳細設計の結果については後段の設工認にて技術基準規則への適合性を確認いただくものと考えて、
1:13:41	おります。
1:13:44	別紙については以上となります。
1:13:51	続きまして資料 2 の方のご説明に行ってもよろしいでしょうか。
1:13:57	吉尾規制庁スズキです。
1:14:00	資料 1 の話が関連して資料 2 があるのであれば説明。
1:14:05	に移っていただいていたんですけど、
1:14:08	関連性が直接的にないのであれば、一旦この資料 1 のところで、
1:14:12	確認をしていきたいんですけど、
1:14:14	けど、
1:14:15	いかがでしょう。
1:14:17	九州電力のタケツグです。資料 1 の、各条文に対して関連する本文記載というところを右側に示しております
1:14:27	本文記載について資料 2 の比較表。
1:14:32	比較表で変更になった箇所をこれらの変更についてはどの条文に関連しますということをちょっと関連づけて説明してるものになりますので、
1:14:41	合わせて説明させていただけたらと思います。
1:14:45	原子力規制庁数でそれでしたら引き続き説明をお願いします。九州電力のタケツグ沢でございます。
1:14:52	続きまして資料に関しましてですけれども、資料に関しましては、前回審査会合においてますを置いて、申請書の記載が、どの条文に関連しているかというところ。
1:15:05	含めてありましたので、申請書の変更比較表を示すとともに、変更箇所が、どの条文に関連するかというところを整理するものでございます。
1:15:16	こちらの資料につきましても本文本日は代表部分のみご提出しております、今後の
1:15:24	今回のヒアリング結果を、今後の整理をもって申請者全体の比較表を作成したいと考えております。
1:15:31	本資料の構成なんですけれども、表紙を 1 枚めくっていただいて、
1:15:37	右方に凡例がございまして、今回の申請における変更箇所を赤の下線部で示しております。
1:15:47	また本申請の範囲外になりますが、説明性の観点から許可の部分を記載した方がいいと考えているところについては、灰色で許可の記載を示しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:01	で、
1:16:04	まず比較表。
1:16:06	のページ番号で言うと本文 5 号の 2 ページ目をご覧いた。
1:16:13	たいんですが、
1:16:17	本 2 ページ目につきましては本文の 6、5-6 になりますがこちらについては本申請において設計方針に変更はないんですけども、
1:16:29	各条文の適合性に係る
1:16:31	芳賀常務の設計方針を示す部分になりまして、
1:16:36	今変更がないんですけども各条文のひもづけをしております。
1:16:42	次に、本文 5 号の、
1:16:46	13 ページ目を、
1:16:48	そうです。
1:16:50	13 例として 13 ページの動きにいただきたいんですけども、
1:16:58	申請書に変更がある箇所については、備考欄において、変更理由ですね、高燃焼燃料の使用と、あと記載の適正化というところを記載しております、
1:17:11	今回の申請理由に当たる高燃焼度燃料の使用というところろ、
1:17:15	については条文の
1:17:19	どの部分に当たるかというところを紐付けて、
1:17:21	ここ、この部分を説明するものでありますということを、
1:17:26	示しております。記載、記載の適正化の部分については記載の適正化の中に、その記載の適正化の理由と、
1:17:33	記載の適正化の理由を記載しております、記載の適正化部分については今回の
1:17:39	適合性の確認が不要な部分と考えております。
1:17:50	比較表の構成のご説明については以上となりまして、
1:17:56	今回の初回の審査会合のコメントを踏まえてこれらの資料を現在作成中になりますので、
1:18:04	本日のヒアリングと先ほどのコメントを踏まえて本構成で、今日ご確認いただき、本構成で問題なければ今後他の条文へ
1:18:16	展開したいと考えております。
1:18:19	構成については、説明は以上となりますが、一旦、
1:18:24	区切らせていただきます。
1:18:28	原子力規制庁スズキです。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:31	構成というのは書き方とか資料の作り方とかっていうところだと思いますけど、
1:18:38	こういうふうに整理していただくと、大分わかりやすくなります。ただ、一方で、資料 1 なんですけど、
1:18:47	先ほど資料 3D-Aポツで、
1:18:52	話をした。
1:18:54	内容。
1:18:57	からすると、
1:19:01	4 号の、
1:19:03	高燃焼度燃料に、
1:19:05	かかる話。
1:19:07	ていうところは、
1:19:10	このセットです。
1:19:12	で、
1:19:14	有効奉仕高さの変更。
1:19:17	或いは、気象資料の更新。
1:19:20	そこはこういうセットですみたいな。
1:19:23	なんか、
1:19:24	書き分けを、
1:19:26	或いは肥料分けを、
1:19:29	された方が或いは 5 歳、
1:19:31	3 号も今回入ってる。
1:19:33	3 号は、このセット、
1:19:37	書き分けをした方が、
1:19:39	何かよりわかりやすくなって個人的には思うんですけど今んところそれが、
1:19:44	資料 1 で言うと、
1:19:46	適用及び申請理由の欄に、
1:19:51	複数行書いてある。
1:19:53	漢字になって、
1:19:54	けど、
1:19:57	別に情報は漏れなく入ると思うので、こう書きたいってことであれば書いていた。
1:20:04	読み解くの。
1:20:06	煩雑かな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:10	作り方は
1:20:12	さっきの申請、変更の理由と変更のないように、
1:20:17	のくりで何かこう分けていただいた。
1:20:21	わかりやすいのかなって気はするんですけど。
1:20:27	いかがですか。
1:20:32	九州電力のタケツグです。はい。コメント者理解しました。資料3のポツの(1)の部分についてはちょっとこれから
1:20:43	NAPSのパッケージですかね、についての検討、当社内で考えたいと思いますので、その結果をもってこの資料についてもどのように、
1:20:52	記載したらよりわかりやすいかというところをちょっと考えていきたいと思います。
1:20:57	以上です。
1:20:59	規制庁都築です。よろしくお願いします。
1:21:02	大きなものとか、
1:21:04	或いはまとめ方的なところで規制庁側から何か、
1:21:08	他にご意見あります。
1:21:22	規制庁仲川ですけれど。
1:21:25	資料2の方はですねこれはこれで非常にわかり、
1:21:28	比較という形では幅広く書いていただいてですね。
1:21:34	整理結果としていろいろと、
1:21:38	活用できるかと思いつつ、
1:21:41	若干ちょっと書き方としてよくわからなかったのが、
1:21:46	例えば灰色部で本変更申請範囲外っていう、
1:21:51	このハッチングの仕方なんですけれど、
1:21:57	赤字が、
1:22:00	とりあえず変更箇所というところでそこはわかりやすくしてそれ以外で、
1:22:06	ハッチングしてる部分としてない部分とかいうのがあってですね。
1:22:12	ちょっとここに全部、少し、
1:22:15	いろいろと、
1:22:17	確認したところだと、例えば
1:22:22	本文15とかですね
1:22:26	カードとか事故がこう書いてるんですけど、
1:22:36	ある事象ごとにですね
1:22:39	ハッチングしてる、ある部分として内部分けてるような感じでこう見えてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:44	文言だけ見ればそうなんですけど、多分、
1:22:48	角なり事項っていうのはその事象の一つとして今回の申請対象かと思 っていて、
1:22:54	これは多分その一通りを見た上でですね
1:22:59	申請たい申請としてまた、
1:23:03	確認するのかなと。
1:23:06	いうふうに思っていて、
1:23:08	ちょっと何かここ、これは細かく切り過ぎているのかなというのはちょっと 印象としてあったんですけどそこはいかがでしょうかね。
1:23:18	九州電力のタケツグです。
1:23:21	江藤すいませんまず灰色の損申請範囲外っていう言葉がちょっと今悪 かったのかなと思っているんですけども、今は医療分の意図について は今回申請した申請書に、
1:23:34	記載をしていない、申請書に記載がないものということになります。
1:23:48	そうすると、
1:23:51	これは切り分けて、
1:23:54	白の部分だけが申請書に書いてあるから、何か、
1:23:59	何となくその段落として見た場合ですね。
1:24:03	1部分だけがこう、
1:24:05	消えて、それ以外が何かこうあってみたいな感じで、
1:24:10	一番最初から、
1:24:12	最後までこう読んだ時に申請書としてその意味が通じるのかどうかって いうところは若干、
1:24:18	よくわからないんですけど、それは、
1:24:21	一応意味は通じるということなんでしょうかちょっとそこはまたこれから 事実確認しますけれども、
1:24:29	九州電力の織田です。本文 10 号につきましては当然カトウとか事故と かは一連一式、当然関連する内容、
1:24:38	ですんでただ申請書のその申請書のつくりとしまして記載が文字づらが 変わるところだけ、今回の
1:24:46	高燃焼度燃料の使用の申請書として提出をさせていただいているとい う
1:24:52	ものになりますので、このような町とは、廃炉分と、
1:24:56	廃炉分は登場してないというものになっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:02	はい。規制庁仲です。考え方はわかりましたけどそれがその申請書ベースとしてですよ。土岐。
1:25:10	果たして
1:25:11	その内容、理解できるのかどうかっていうところかと思っていて、
1:25:18	何か変わるところだけが確かにクローズアップして書けばそれはそれで変更部分としてわかるんですけど、
1:25:26	申請書として見た場合にある程度の段落でもって、変わってないことも含めてですね、
1:25:34	確認しないとそれが本当に妥当なのかどうかってところがわからないところがあればですねそこは、
1:25:41	ちょっと
1:25:44	また、そういうところについてですね、少し考え方を聞いた上で、
1:25:48	へえ。
1:25:50	確認していきたいというふうに考えてます。以上。
1:25:56	原子力規制庁スズキです。今、中仲川が言った本文 15 のところは、
1:26:02	やっぱり違和感があって、
1:26:05	高燃焼度燃料として、
1:26:08	評価の内容、
1:26:11	評価条件、評価結果。
1:26:14	どれが変わろうがですね。
1:26:16	ある事象についての評価は、意識更新するのが変更後の姿かなっていう。
1:26:23	ふうに思うんですね、記載のこの部分が変わる姿ですか。では、
1:26:27	多分本部本文 10 号は、そういう、
1:26:31	取り扱いじゃないと、要するに 13 条として、
1:26:35	見るべき。
1:26:37	事象を、の更新をしますと、
1:26:40	多分そういうことだと思っんですね。
1:26:43	一方ですね、
1:26:46	具体資料。
1:26:48	2 でいうと、本文 15-1 ページの、
1:26:53	評価事象、
1:26:55	良か。
1:26:56	1、ローマⅢ、
1:26:59	両括弧 1、評価事象、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:01	これは別に変わるもんじゃないので、
1:27:05	こういったところは変わらないんです。変更ありません。
1:27:08	その上で、この中の、
1:27:11	どの事象が変わりますそこは今回の
1:27:16	燃料の変更によって一式更新しますというくりじゃないかなっていう
1:27:22	ふうに思います。
1:27:23	で、
1:27:25	多分節訪問午後設備側の方の話も、
1:27:29	多分、字づらは、
1:27:31	燃料のところで、
1:27:33	本文 5 号の、
1:27:35	は、燃料のところも確かに被覆材が変わりますみたいな、
1:27:40	話はあるけど、ただ、
1:27:42	今回高燃焼度燃料の、
1:27:45	構造として、
1:27:47	意識としては記載は変わらないけど、
1:27:50	ものが変わってるわけなので、
1:27:53	そこは、いずれが変わるか変わらないっていうよりかは、
1:27:56	取替燃料として意識ここは、
1:27:59	同じ記載の部分あるかもしれないけど、変わります。
1:28:04	ていう多分位置付けじゃないかなと。
1:28:09	あんまりこの、
1:28:13	申請書の書き方って、
1:28:15	決まったものはないのかな。
1:28:19	むしろそういうふうに、
1:28:22	考えた方が、
1:28:23	さっきの条文整理表の話も、
1:28:26	わかりやすいのかなっていうふうに、
1:28:30	ちょっと素行は、
1:28:39	例えば新規性前の、
1:28:41	旧安全委員会の指針のときに、
1:28:44	ヨンパチを出してますよね。そんなふうな細かく、
1:28:49	本部事故はなかったですけど当時、
1:28:51	本文 5 号側のところのところ、こんな細かく切り分けて、
1:28:56	申請されてたんですかね、ちょっとその辺が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:03	九州電力のタケツグです
1:29:05	本申請のこの構成については
1:29:09	従来の申請書の出し方にのっって記載して、
1:29:14	基本的に記載しておりますでちょっと従来もこのような形で申請させていただいたのかなと考えてます。
1:29:20	規制庁ですと本文 5 号側は、そういう慣習が、
1:29:25	今回も、
1:29:27	そういう慣習に基づいた書き方にできています。要するそれが変更後の姿ですと。
1:29:41	そこは
1:29:42	保管していけば、
1:29:44	全体像じゃ高燃焼度燃料のフルパッケージの仕様って何ですかね。
1:29:50	ていうのは何とか、
1:29:52	持っていけるかなって感じがするけど、
1:29:55	本文 15 とか本文 9 号の方って、
1:29:59	何かそんなつまみ食いの、
1:30:02	ことではないかなって気ちょっと気がするんですねで、多分初めて、
1:30:08	の、
1:30:09	設置変更。
1:30:11	なのかなって気がする。
1:30:13	決めてしまえばいいと思うんですけど。
1:30:16	さっき仲が言って、言ったようにわかりやすさっていう観点でいうと、
1:30:20	この辞書を変えます。
1:30:22	言ったほうがわかりやすい気が。
1:30:25	するんですけど、ちょっとその辺のところも含めて、
1:30:29	九州電力として、どっちの方がいいか。
1:30:34	ていうところも、
1:30:35	考えていただいてもいいかなと思うんですけど。
1:30:48	研修規制庁数字今日の時点で別にお答えいただかなくても、
1:30:53	今後、
1:30:54	まだ整理が続き、少しある続くので、
1:30:59	ちょっとその辺も含めて、ちょっと検討いただければいいかなというふうに思いますので、我々としても、
1:31:06	どんな姿がいいのかなっていうところはちょっと考えてみたいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:11	九州電力の田仲です。ちょっと実績どうなってるかとか、ちょっと調べて、
1:31:17	あと最終的にどういう形がいいかという、
1:31:21	検討したい。
1:31:24	規制庁鈴木ですよろしくお願いします。
1:31:28	岡川規制庁学会が、決定したいとか、大きかったとかいう観点で終わります。はい。
1:31:34	はい。規制庁仲ですけど、あと
1:31:37	こっちの資料2です
1:31:41	記載の適正化というところで最新記載等の反映というような要望が結構あって、これは、
1:31:50	最新記載っていうのは何を表しているのでしょうか。
1:31:58	衛藤。こちら今回練ろう燃料の申請になりますがこちら5、5燃料の申請というのはその申請以前から順次、
1:32:09	各プラント実施していたものになります。
1:32:12	その過程で
1:32:13	規制側と申請の申請書の記載については、
1:32:17	適宜、ご相談していた実績がありまして、それらを踏まえて最新のプラントと同様の記載にそろえましたという意味で最新記載の反映ということ
1:32:31	記載しております。
1:32:34	規制庁なんかちょっといまいまいち具体性がよくわかんなかったと思うんです。
1:32:38	最新のプラントっていうのは結局何なんですかね
1:32:45	当社の川内12号機をベースにしております。
1:32:51	えっと仙台市に5のう。
1:32:54	新規性基準ってことですか。ちょっと伺った。
1:33:00	九州電力中園でございます。当社の川内1号機の55万5000燃料を申請した時の、その時に、
1:33:09	これらの最新記載の反映等やっておりますので、そこを踏まえて、同じようなところは、再、記載の適正化を今回4号でも反映をしているという状況でございます。
1:33:21	以上です。
1:33:26	うん。
1:33:27	何となくよくわかってなかった感じなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:33	仙台の 5 号、5 号ですか 5 号の
1:33:36	本
1:33:39	九州電力中園でございます。そうですね。基本的には川内の 5 万 5000 円を反映しておりますっていう。ただ多分、今おっしゃってるのが、
1:33:50	最新の設置許可申請書は、再稼働時じゃないかということだと思ってるんですけど、そう、そうですねいまちそれなんか、
1:34:00	我々とはの話し合いで決めたっていうのもよくわからなくてですね。
1:34:04	そのガイドなりの、新しいガイドライン標準的な記載に基づきとかそういうのは結構わかりやすくてですね、それは、
1:34:14	こういうところもきたな同文す。
1:34:17	なるべく最新記載と言われても、それは定義の仕方で多分いろいろあるかと思っています、
1:34:23	そこはちょっと明確でないとなんか、
1:34:25	これが最新なのかどうか例えばですね
1:34:29	記載の適正化と言いつつ、
1:34:33	なんでしょうねページで言うと例えばその本文 5 号の 14 ページなんかでもう、
1:34:41	大体他のところは何か、最新のガイドを見ると表記の仕方なんかは確かにガイドに沿って、かけ合わせてるんだなという。わかるところはわかるんですけど。
1:34:51	14 ページなんかで
1:34:53	例えば、下の方で燃料集合体は、通常運転時どうとかってこういうパラグラフがあるじゃないですか。こういうものがですねいきなりこういうところにこう出てくる。
1:35:03	背景がこの備考の理由だけではよくわからないところがあって、
1:35:08	多分ですね記載の適正化って一言で言ってるんですけど、いろいろ
1:35:13	ここいろいろ事情は違うのかなと思っていますですね、そういうところが
1:35:18	わかるように備考なりを記載していただく等、
1:35:22	背景なりがわかってですね、そこについて確認もこちらもしやすいというところをちょっとコメントさせていただいたところです。
1:35:32	九州電力中園でございます。趣旨はご理解しました。で、新規制、
1:35:40	基準が施行される前、以前、当社 1000 台 5 万 5000 燃料を申請しておりますが、その時、どういう考え方で記載の、この適正化をやっていたかっていう話がまず一つあるかと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:55	それについてはですね今の最新の運用ガイドですね、設置許可の運用ガイドの前身である、旧通産省が出されてる、
1:36:07	原子炉設置変更許可、原子炉、
1:36:11	設置許可申請書の記載事項の基本的な考え方みたいな、
1:36:16	昔そういうのが制定されてまして、運用ガイドが制定されたときに、以後運用はしないと明記されてるんですけど、
1:36:24	まだ当時川内の頃はそれに基づいて、最新記載の反映とか、標準記載という形で、いろいろ反映をされていております。それを受けて、
1:36:34	当社出しイオン原価用語につきましては、今回申請するにあたっては、今の 1000 台を、5 万 5000 を申請した状態の時の、
1:36:45	反映した最新記載というのは、取り込んでいる状況です。
1:36:49	そこから再稼働を経てますけど、テンパチ参照とかに関しましては、記載等は再稼働で変更しておりませんので、そのまま最新記載ということで、
1:37:00	反映をしている状況にあります。以上でございます。
1:38:00	九州電力中園でございます。
1:38:04	コメントの趣旨は承りました。で、おっしゃる通りですね、記載の箇所を変更している場所とか、あとは出資当時で言いますと、
1:38:14	指針の要求事項に踏まえてこういう文言があった方がいいだろうとかですね、そういうところもあります。あと、単純に表現を、こっちの方がより適切な表現かなというところもある、記載。
1:38:26	を直した方がいいっていうところで、直してるところとかた理由はあると思いますので、この今、括弧書きで書いてる最新記載の等の反映というところにつきましては、
1:38:36	できる範囲でちょっとブレイクダウンを可能な範囲でやろうかと思っておりますので、対応したいと思います。以上でございます。
1:38:47	規制庁する技術主任は今の資料 2 の備考欄のところはちょっと、
1:38:52	具体の場所で言うんですね。
1:38:55	本文 5 号の 11 ページ。
1:39:00	変更前のポツの制御棒クラスターで制御すべき最大過剰反応というのは、
1:39:08	今回の申請では、書いてません。それは、
1:39:14	資料 3 の aポツのローマ数字から(1)の、
1:39:19	最後の中ぽつんところで今回 3 次元核設計手法の採用を、
1:39:26	してきてるからここは記載がなくなります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:29	それは紐づいてですね。
1:39:32	ですが、
1:39:33	同じ 11 ページの、
1:39:36	変更後のbポツの制御棒クラスタによる最大反応度添加率、これって、 運用ガイドに基づいて、
1:39:45	ここに書いてきた話ですよ。
1:39:48	そういう説明になってないですよ。
1:39:51	ちょっとやっぱりその辺は少し整合させて書いていた。
1:39:56	と。
1:39:57	多分皆誤解がなく、
1:40:00	ちょっとテーマだと思うんですけど。
1:40:02	やっぱりそこがそろってないと、すれ違いになる可能性があるので、
1:40:08	ちょっとその辺はある程度可能日極力とか、
1:40:13	は、我々からするとちゃんと書いていただけるとありがたいなっていう。
1:40:18	そういうことなんですけど。
1:40:22	定収電力の丹下通です。はい。ポイント
1:40:27	主旨理解しております。
1:40:29	当間。今回、代表条文だけお出しさせていただいて今日のコメントを踏 まえて他の条文で比較表ですね、全体を作成したいと考えておりますの で今日のコメントを踏まえて、
1:40:41	申請できるところは修正したいと思います。以上です。
1:40:46	減少規制庁数ですよろしく申し上げます。資料 1 と 2 の体裁というか書 き方。
1:40:53	整理の仕方というところは以上なんですけれども、
1:40:58	よろしければ、現時点において、まだ確定ではないんですけれども、
1:41:05	資料 1 で書いてある
1:41:06	について、ちょっと我々んと思うところもあるので、
1:41:11	その辺で、
1:41:13	もう今後の資料作成されるときに、
1:41:16	考えていただきたいなっていうところがあるのでその辺を、
1:41:21	伝えておきたいと。
1:41:24	資料 1 のですね。
1:41:30	1 ページ目の、
1:41:32	四条の耐震のところなんですけど、
1:41:40	1 項と 5 項、これが適用です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:45	で、申請です。申請ですっていうところは今後ちゃんと確認していくんですけど、
1:41:51	1 項と 5 項の、
1:41:53	適用及び申請理由の欄で、
1:41:57	項も 5 項も、
1:42:00	寄付、
1:42:01	ファンの閉じ込め機能、
1:42:04	について説明しています。
1:42:06	関連していますって言い方してるんですけど、
1:42:10	ちょっと
1:42:11	まず、
1:42:12	閉じ込め機能は、
1:42:15	これ
1:42:17	規則改正で追加されたところなので、従来なかったってところ
1:42:22	そうすると、1 個って、そもそも閉じ込め機能の話じゃないはずなんですよ。
1:42:27	で、何かって言いますと、
1:42:31	既許可の申請書のテンパチの、
1:42:34	1 章のところで、安全機能の重要度分類表をつけられてますね。
1:42:40	その中で、
1:42:49	ちょっと申請書を持ってきて待ってくださいね。
1:43:42	減収規制庁スズキ様出しました。ですね。
1:43:46	PSワン。
1:43:47	の中に、
1:43:49	機能として炉心形状の維持機能っていうのがあって、
1:43:55	ここに当該系として燃料集合体、それ以外に、炉心支持構造物含めて、
1:44:02	要するに炉心を構成しているところ、
1:44:05	の、
1:44:06	構造を変えてるんですね。
1:44:09	ここに燃料集合体のところで括弧正值を除くって書いてあるこれは、
1:44:14	燃料被覆管中に充填されてるペレットとか、それを押さえてるバネとかその辺は除きますよってことだと思いますけど。
1:44:21	これ何かっていうと、制御棒の挿入性とか、
1:44:26	それから、冷却流路の確保、
1:44:31	要するに変形しない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	ということ。
1:44:33	これは地震の時に、
1:44:35	当然それを損なわれると。
1:44:38	地震スクラムできないですし、
1:44:40	スクラム後に炉心冷却できなくなっちゃうので、
1:44:43	そこをもともと求めているはずで、皆さんがそれを、をPSワンって言うので、これ、
1:44:50	重要安全施設として、
1:44:52	機能を持ってるところだっていうこと。
1:44:55	そこについて耐震性を、
1:44:57	加工しようっていうのが、従来の、
1:45:01	九州電力の方針だったはずなんですけど。
1:45:03	何かこう1個で閉じ込め機能をなぜ変えてきてる。
1:45:07	わからない。
1:45:10	というところをちょっともう1回、
1:45:12	既許可の内容を、
1:45:14	再確認をしていただきたいなというふうに
1:45:17	思います。
1:45:21	この場で説明を求めませんので、
1:45:24	ちょっとそこが、
1:45:25	気になったんで、
1:45:27	じゃあですね。
1:45:29	その話って、本文5号炉。
1:45:35	確か両括弧3のところ、炉心っていうところに、
1:45:39	そうですという。
1:45:43	燃料集合体として、
1:45:48	その他の
1:45:49	負荷に耐える設計だっていう方針が書いてあるので、
1:45:54	それに該当するもんだというふうに、
1:45:56	我々思ってるんですけど。
1:45:58	その他の負荷っていうのは一体何ぞやっていうところがあって、
1:46:02	それは、具体的にどんな事象に対して耐えられるようにするんだ。
1:46:07	どういう荷重に耐えられるようにする。
1:46:09	最終的には、設工認側の方まで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:13	行けば全部わかるようになって多分テンパチが書いてあると思うんですけど、
1:46:18	その話をね、したときに、
1:46:23	今日の資料 2 でいうとですね、
1:46:36	本文 5 号のハートして、
1:46:39	資料 2-5 号の 14 ページ。
1:46:44	の一番下に、変更後で赤字で、
1:46:48	多分最新の記載に合わせて、
1:46:50	書きましたわって言うところがあって、
1:46:53	この燃料集合体は云々で、
1:46:57	その他の燃料体に加える負荷に耐えるものとする設計。
1:47:03	とすると、
1:47:04	ここに該当するのかなっていうふうに思って。
1:47:08	そうすると、
1:47:11	今回書き出してるので、
1:47:13	変更記載があるんじゃないですかって。
1:47:17	いうふうに読めるのかなあと思うんですね、いやそれはいいとしてませんわっていうことであれば、そうなのかもしれないですけど。
1:47:25	ちょっと読む。
1:47:26	普通に読む限りは、そう読める。
1:47:29	かなと思います。
1:47:33	それに照らしていくとですね。
1:47:47	逆にですね、
1:47:49	資料 1 の、
1:47:51	2 ページ目の竜巻のところが、
1:47:57	ごめんなさい 3 ページ目か。
1:48:00	外部障壁の中の 1 項で、
1:48:04	竜巻の話が出てきて、
1:48:07	竜巻による飛来物。
1:48:11	これーから、
1:48:15	年使用済み燃料ピット。
1:48:19	取扱施設貯蔵施設どっちかわかんないですけど。
1:48:22	そこにある。
1:48:24	要するに、燃料取扱建屋側の方に、
1:48:28	移動してきた燃料、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:29	ていうのは、
1:48:31	取扱施設の宇和もので、
1:48:35	飛来物を
1:48:38	はねのけるというか、
1:48:40	燃料まで到達しないようにするという設計ではないということを審査会合 の場で、
1:48:44	説明されていて、それは
1:48:46	新規制の手続きを、私の方でも確認して、そうなってるなんてことは理 解したので、
1:48:52	そうすると、
1:48:54	そういう花強いつていうのも、
1:48:58	今のね、資料2の、
1:49:02	本文5号の14ページの、
1:49:05	こういったようなところの記載に、
1:49:08	該当するようなものが、
1:49:10	これは今はこの
1:49:13	衛藤。
1:49:14	取扱貯蔵施設の方は、
1:49:17	2、
1:49:18	2の方にコウノ方で、
1:49:21	そっち読むと書いてないんですよ。
1:49:24	そもそもこの
1:49:27	最頻記載。
1:49:28	の反映って、箱の方はこれ入れてるんだけど、
1:49:32	なんでこれ入れてきたのかっていうところがちょっとよくわからなくて、
1:49:36	何でこっちだけ入ってくるんですか。
1:49:38	銀行の方はいらないんですか。で、
1:49:41	ちょっとこのSFPの外部衝撃の話って、新規制前のその安全設計至急 安全課のアベ式設計審査指針の時には、
1:49:50	あんまり明確じゃなくて、
1:49:52	これは新規制の時にはゆより明確にしましょうっていうところで、
1:49:57	やってきたところなので、
1:49:59	ひよっとすると、
1:50:04	取り扱い、燃料取扱建屋側の方のCVから外出たところ、
1:50:09	の取り扱い貯蔵施設側の方の話っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:14	ちょっと本文記載としては、抜けがあるのかなっていう。
1:50:19	気もするんですね。
1:50:20	6項には書いてあるので、
1:50:23	ほぼごろには書いてあるので、基本的なところは書いてあるんだけど、
1:50:28	より具体的な話ってのは、
1:50:30	箱炉心の繁忙だとか、
1:50:34	2項の取扱貯蔵設備だとか、
1:50:37	2歩方向の現0側の方のとかって、なぜそちらの方に展開されてないのか、何で箱だけがこういうのが、
1:50:45	展開されてるのかなってちょっとちょっと何かこうちぐはぐか。
1:50:49	見える。
1:50:52	というちょっと何か、
1:50:55	こと思いました。
1:51:00	その辺もちょっと含めて、
1:51:05	いやたまたまここは書いてあるから今回変更ですっていう話になっちゃうと、いや、変えたのは九州電力さんですよなってなっちゃうので、
1:51:13	なぜそういうふうにしようとしてるのかっていう何かこう、
1:51:16	基本的な、
1:51:18	方針とか、
1:51:19	考え方が、
1:51:21	を整理しないと、何か場当たりのになっちゃうので、
1:51:25	説明しきれないんじゃないかなっていう。
1:51:29	そういう全体的な考え方みたいなところは、過去の事例に沿ってますっていうところを
1:51:35	それは尊重するけど、
1:51:37	ただ、今となって、
1:51:39	この新規制基準適合を確認するっていう、
1:51:42	やり方をね、
1:51:44	今改めて見てみましょうっていう話、前回の審査会合で、杉山委員もちょっとそういう話はちょっと言われてましたけど、
1:51:52	そういう観点で見たときには、もうちょっと何かこう、申請書、
1:51:58	記載を追記した方が、
1:52:00	いいんじゃないかっていうようなところがもしあるのであれば、
1:52:03	全体的なちょっと考え方っていうのをちょっと考えた方が、
1:52:07	いいのかなっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:12	それはですねちょっとそれに関連して言うと、
1:52:17	12 条の、
1:52:19	ところもそうなんですけど、
1:52:22	12 条関連でこれ本文 5 号炉で基本的に書いてある
1:52:26	そっち側は多分、安全施設とかDB施設っていう、
1:52:30	だけど、
1:52:32	じゃあ、
1:52:33	波高に来たときに、
1:52:35	集合体の、
1:52:37	どの部分が安全施設なのか。
1:52:41	DB施設なのかってわかるんですよね。
1:52:43	それテンパチ行けば、とりあえずわかります被覆材は閉じ込め機能なので、
1:52:50	浦さん。
1:52:52	集合体全体ペレット除いてね。
1:52:54	うわ、これは水です。
1:52:56	重要安全施設です。
1:52:58	でも結局本文 5 号の中で、
1:53:01	燃料集合体って、
1:53:04	安全施設のDB施設なの、そうじゃないのってところがよくわかんないんですよ。
1:53:10	結局どうしたらいいのかっていうのは、
1:53:13	本文 5 号炉の安全施策をするって言うことだけでは、
1:53:17	多分読み切れない。
1:53:20	気がしていて、
1:53:22	では今度、ところで、
1:53:25	これ、重要安全施設ですね、これ安全施設です。
1:53:29	で書くだけでもいいかもしれないけど、
1:53:32	それよりかは、
1:53:33	本文 5 号炉の、
1:53:35	ところで書いて一般構造としての方針、
1:53:40	歯の炉心としてはこういうふうに、
1:53:42	ブレークダウンして、
1:53:44	或いはブレークダウンじゃなくて、その中のどれが小箱に関わるものですかっていう、何かしらこう関連づけが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	ないとなかなか読みきれないのかな。
1:53:57	その辺が多分情報整理をする上で、
1:53:59	一番ネックになってるところ。
1:54:02	かな、それが多分ないので、
1:54:05	適用条文はこう考えますとか、
1:54:09	多分そこにも繋がっちゃってる。
1:54:12	申請条文は記載変更してないけど申請情報です。
1:54:16	なっちゃったりだとか、
1:54:18	多分そういう危惧はが出てるのかなっていう気がするので、
1:54:22	今回、どこまで、
1:54:26	整理できるか、ところがありますけど、
1:54:31	少し足りないところは、
1:54:33	補足して、本文の記載を少し拡充したりだとか、
1:54:39	整合性を取ったり、
1:54:41	ていうところは少し考えた方がいいかな。
1:54:45	これは規制庁側の反省も含めて、
1:54:49	考えていい。
1:54:50	いければなという思いもありますのでちょっとその辺も、九州電力としてもちょっと考えていただけないかなっていう。
1:54:59	ところです。
1:55:05	今日の時点で気になったところは、
1:55:08	そんなところ。
1:55:10	ですんで、一つだけ、
1:55:13	確認したい。
1:55:15	内容がありまして、
1:55:18	資料2の、
1:55:22	資料1ですね、資料1の、
1:55:27	4ページの12条の、
1:55:34	2項の、
1:55:35	単一故障基準、単一故障想定の話ですけれども、
1:55:41	ここで何か静的機器の単一故障に係る評価が変更となるっていうところが、なぜ今回変更なのかちょっとよくわからなくて、
1:55:52	静的ピーキーの安泰故障の想定の方ってのはこれは、新規性前の旧安全委員会の、
1:56:00	安全評価指針から成りも変わってなくて新規制の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:05	許可基準規則の解釈の方にもそのまんま
1:56:09	それが引き継がれているはずなんですけど。
1:56:12	高燃焼度燃料にすることによって何か、
1:56:15	単一故障の想定箇所が変わるとかそういうことを言いたいのか。
1:56:20	それとも、何かそもそもの考え方を変えますってことをここで言おうとしているのか、ここがちょっとよくわからなくてこれ、あまり、
1:56:28	前回の審査会合のときに深く掘めなかったんで、
1:56:33	ちょっと改めて、今後確認していきたいなと思うんですけど。
1:56:36	そこだけ何か今、説明できるのであれば、説明をしていただけますか。
1:56:43	はい。九州電力の織田です。12条の2項、
1:56:46	単一故障につきまして、
1:56:49	再稼働時に評価をし、お示しているんですけど、
1:56:54	13条側の評価ですねテンジュウの
1:56:58	安全解析の中で、背統制的単一故障の想定を静的
1:57:05	にしても、
1:57:07	問題ないかという評価を一部出しているところが、
1:57:11	ございまして、
1:57:12	なので今回崩壊熱、当間ご高齢賞燃料の収入、
1:57:19	伴いまして条件が13条の評価が変わりますのでそれに伴って、
1:57:25	その静的機器の単一故障での評価。
1:57:28	についても変更になりますので、その結果が、添付書類10の、
1:57:32	方に記載されているということで、
1:57:34	院長このような整理としております。以上です。
1:57:42	規制庁杉です。新規制の時に、考え方は、何、何か改めることにしたという手続きをした。
1:57:52	ということで、
1:57:58	先ほどちょっと私が言ったように、新規制前の旧安全委員会の安全評価指針の時から、
1:58:06	静的に艦隊数
1:58:08	単一故障想定っていう考え方は、
1:58:12	何も変わってないと。
1:58:14	私は理解しているんですけども、
1:58:19	フィーダVrとしてはそこを、
1:58:21	新規、旧安全委員会の安全評価指針が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:26	その単一故障想定について明確になった平成2年ぐらいの時に明確にしたと思うんですけど、
1:58:33	そこの対応がまだ取れてなかったっていう、
1:58:50	逆の聞き方すると、今回の補足説明資料とか見ると、
1:58:56	CVのスプレッドヘッダーのどっかの部分で、
1:59:01	何かそのす。
1:59:03	配管部分が、
1:59:04	抜けちゃったとしても、
1:59:07	もともとの定格容量の70%が出るので、CVの圧力温度の解析の
1:59:14	条件設定のところで、何%分でもやっても、特段変わりませんみたいななんかそんな説明が、
1:59:22	あったので、解析は何か変わらないのかなっていうふうに読んでたんですけど。
1:59:30	それはその条件設定のところが、
1:59:34	新規性前のところでも書ききれなかったっていうこと。
1:59:39	なんかちょっとそこはね、なぜこの変更してるっていうナガイっていう言わなきゃいけないのかどうかってところがあり、理解できなくてですね。
1:59:49	今日の時点でちょっと徹底文字の資料がなくなれば、
1:59:54	改めて説明をしていただければ結構ですけども、
1:59:59	九州電力の織田です。わかりましたすみませんまた整理してご説明させていただきます。
2:00:05	エンシュウ規制庁スズキですよろしくお願ひします。
2:00:11	規制庁の中でちょっと確認ですけど、今のところってだから新規性基準ジニー多分まあ、
2:00:17	それ以前からの考え自体は変わらないんだけど、明確化という形で、解釈なんか加わって、
2:00:27	明確に、
2:00:28	顔したっていうことはそれはそれでいいわけですよ。
2:00:33	それが今回の燃料として新しいものを加えた場合にそれが変わるかどうかというところがよくわからないっていうところでそこは、
2:00:41	また確認なのかもしれないですけどそれがさらに新たに何か書くと、
2:00:47	変わり得る要素があるからこう書いてるってそういうこと。
2:00:52	ということですか。
2:00:55	九州電力の尾田です。おっしゃる通りでして設置許可基準規則にコウノ解釈4項、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:02	別に一般指定へと明確にする観点で評価を、
2:01:08	追加しており、
2:01:09	補足説明資料でご説明しているんですけど、その
2:01:12	評価がもうテンジウでの評価。
2:01:16	変わると、一番
2:01:19	影響があるところがあるということで、
2:01:22	今回、
2:01:24	申請書にも記載しているものになる。
2:01:37	これって結局添付書類の 10 個が変わりますみたいな具体を見れば少しわかるんですけど、ちょっとそれは、
2:01:45	申請書があるのでそれを確認すればいいってことですかね。
2:01:49	ちょっと
2:01:53	どこがどう変わるのかっていうのは、ちょっとすぐには理解できなかったんですが、
2:01:58	何かしらの変更があるから変えたってことですかね。
2:02:02	もっと、とりあえず、
2:02:06	数字をスズキ、もし新規制の時に何かしら
2:02:09	取り扱いを変えたとか、
2:02:12	考え方を変えたということであれば申請の時に、どういうふうに説明したのかっていうのはその地域性の資料についての番号をちょっと、
2:02:20	お伝えいただければこちらの方で確認して、
2:02:23	さらに確認する必要があるらばですね、もう一度お聞きしますので、
2:02:29	資料番号だけ。
2:02:31	わかるよってことであれば、東京支社を通じて事務的にご連絡をいただければ結構です。
2:02:39	九州電力の大庭です。はいわかりました資料番号については別途、ご連絡させていた
2:02:45	後添付書類 10 の変更箇所について今回比較表で、
2:02:50	ちょうど載せているところがございます、
2:02:53	藤店後の
2:02:57	4 号の添付 10、
2:03:00	本部に、
2:03:02	添付ですね、添付 10 の、
2:03:05	4 号炉、(4)の 1 ページ 2 ページ。
2:03:09	これを示しているところでして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:17	単一コスト小で、
2:03:19	A、
2:03:21	静的の単一故障の仮定としまして、単一設計図スプレイングに配管する配管 1ヶ所に、
2:03:27	ついてというところで評価結果がLOCA解析。
2:03:32	やっぱり関連性ガスの発生とかですねそこら辺の評価結果、
2:03:36	が今回影響が出ているところになります。申請書として、この変更があるところはこちらになります。
2:03:45	あとすいません 12 条の補足説明資料でも、ご提出をさせていただいておりました再稼働時にご説明した、
2:03:54	本評価についてですね、補足説明資料今回も提出させていただいております。
2:04:00	以上です。
2:04:07	はい。連絡をお持ちしております。
2:04:12	規制庁鈴木です。
2:04:16	大体今日の実況の資料について、現時点で
2:04:24	気がついたところは、以上です。
2:04:28	全体の資料の作り方等々については、今後、ご検討ください。
2:04:34	他に、規制庁側から何か。
2:04:38	確認しておきたいこととかありますか。
2:04:41	大丈夫ですか。
2:04:43	今日、九州電力の方から、
2:04:46	今日の資料以外で何か
2:04:50	話をできておきたいことは教授の時点なんかありますでしょうかスケジュールの話はこの後したいと思いますけれど
2:04:59	すいません九州電力の田仲です。条文整理表なんですけども、
2:05:04	一応
2:05:06	今回当社の方から、黒丸の考えと方とかも述べたのですが、
2:05:12	もう事務整理については 9 電の考え方でも、これで淡々と、他の条文も含めてまとめていくという
2:05:24	規制庁スズキです。資料 1 の別紙については先ほど 4 条の
2:05:29	1 項を例にですねえとちょっと本文記載との兼ね合いで、
2:05:34	設工認側で具体的評価をするっていうところはいい、いいですけど、実は本文側で記載の変更があるんじゃないかと、
2:05:43	そういった話は先ほど本文記載のお話したので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:48	そこも含めてこの
2:05:51	別紙が変わらなければ、
2:05:54	そういう形で、
2:05:55	整理していただいて結構ですけどちょっと何か。
2:05:58	今田。私は先ほどの本文の記載のところ、
2:06:02	この別紙の通りなのかなっていうところは何とも、
2:06:07	まだもやもやが残ってる場所。
2:06:10	等、
2:06:11	そ、そこは次、次回の資料作られたときに、
2:06:15	他の条文を見て、確認するしかないかなあとと思いますので、
2:06:21	後戻りがあるかもしれないですけど
2:06:23	まずはちょっと対応していただくしかない。
2:06:28	九州電力の田仲です
2:06:30	本日いただいたコメントとかも踏まえて、一旦うちとしての経営戦略としての、自分整理表を1回調べて、それでもう1回ヒアリングするというような、
2:06:42	規制庁鈴木です。もう1回ってというのが、一応ですね。
2:06:50	審査の公開性の話として、事務局ヒアリングとして確認、事実確認をするのは、
2:06:59	審査会合、
2:07:00	前2回までという、一応、
2:07:04	取り決めがあるので、
2:07:06	次回、一応一通りのやつを作っていたらまずそれで審査会合で改めて説明をしていただいて、
2:07:15	そこでまだ
2:07:17	何かしら指摘があれば、引き続きということになる。
2:07:21	という、進め方に、
2:07:24	なります。
2:07:27	あそこ交渉の余地はないので、
2:07:30	もそうですとしか言えません。
2:07:35	九州全部の最中です。まだ審査会合があつて、今回が1回目だと。
2:07:42	いう認識ですけども、
2:07:44	1回、
2:07:46	ずつ次が2回目で2回目ということ。
2:07:51	もう1回比、資料を作り直し、全体に2行展開していただいた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:58	資料出していただいて、それを確認するヒアリングをもう一度やって、
2:08:03	それで2回になりますので、それをもって、審査会合で、
2:08:08	改めて説明をしていただいて、
2:08:10	議論すると。
2:08:12	そこでまだ、
2:08:13	指摘があれば、引き続き、
2:08:15	次の審査会合に向けてっていうことに
2:08:21	はい。九州電力の田仲です。了解しました。
2:08:27	衛藤。
2:08:29	九州電力の本店側も含めて、今までのところでよろしいですか。
2:08:38	九州電力の田仲ですけども、九州電力本店の方から何か質問等ありますか。
2:08:47	はい。本店は特にご質問ご意見等ございません。
2:08:51	はい。規制庁都築ですありがとうございます。では引き続いて、今後のスケジュール感なんですけど、
2:09:00	こちらが最初開門、ちょっと遅れたっていうのもありますけれども、
2:09:06	なるべくですね、
2:09:08	月1回とは言いませんけど、次、
2:09:12	月を跨いだら、まずは審査会合をやる。
2:09:16	で、公の場で公開の場で審査を進めていくっていうのが、
2:09:21	規制委員会としての方針ですので、
2:09:24	月中には何とか、
2:09:27	次の審査会合をやりたいと。
2:09:30	で、
2:09:32	ちょっと、
2:09:33	うちのすぐあってですねなかなか介護やるぞってすぐできるわけじゃなくって、
2:09:39	1ヶ月前には、日程調整のエントリーをして、
2:09:44	調整をハック庁内で図ったりとかしなきゃいけないので、
2:09:48	集まって、
2:09:50	の時点で、
2:09:51	1ヶ月後めどにある要するにボーリング前に1回やると、もう
2:09:56	決めざるをえなくてですね、そうすると逆算していくと。
2:10:00	今日の話を受けて税全体の条文にこう展開した資料それから、さっき言った適合性の説明もアップデート。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:09	次にやるかな。
2:10:12	どこまで何をやるか。
2:10:14	ていうところを決めとかないと、
2:10:18	会合が何かドタバタしてしまう気もする。
2:10:23	どこ
2:10:24	ての話をまず次の会合までに、
2:10:29	これは確実に対応できるかっていうところは、もう今日の時点で決めたいんですけど。
2:10:36	もうそれに向けて努力するしかないので、
2:10:42	いかがですかねまず条文整理はめまずですけど、さっき言った適合性の説明のアップデートのところまで全部、要するに、
2:10:50	記載は少しね。
2:10:52	本文記載どうするかっていうのは、置いて今の申請書として適合性どこで説明できていますかっていうところまで、
2:10:59	やるかどうか。
2:11:11	すいません九州電力のタナカです 4 月エンドウ会合の場合の、ちょっとヒアリング。
2:11:17	もう 1 回ヒアリングの時期っていうのはどのぐらいでないといけないとかそういうのは、審査会合の、
2:11:24	できれば 2 週間前にはヒアリングしたい。
2:11:29	そうしないと、
2:11:31	町内に、
2:11:33	説明に回るのに 1 週間かかる。
2:11:39	1 週間前にヒアリングやって町内に回ると。
2:11:43	審査会合前日まで説明に回っていて、説明しきれないと、できる
2:11:50	ちょっとこちらの都合もあるんで、
2:11:52	4 月の本当にゴールデンウィーク前ぎりぎりのところに組めるかどうかわからないので、
2:12:00	もう 17 の週に、は、
2:12:02	予定審査会合の予定として、そこから前倒し。
2:12:09	そっからスケジュール逆算して、
2:12:12	考えると、3 日の週にはヒアリングを、
2:12:17	したいな。
2:12:19	これが理想かなっていうところですよ。
2:12:23	そっからしてみると、今から作業を展開していったら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:27	どこまでし肥料化ずできるか。
2:12:35	ちょっとそう。そう。そのぐらいつもりで考えていただいて、
2:12:41	どうしたいですっていうのを、
2:12:43	東京支社経由でご連絡していただけますかなるべく早いうちに、我々としてはもう 10、17 の週、もしくは、
2:12:52	24 の週にもエントリーはしちゃいますので、
2:13:00	常に京成電力のタケツグでスケジュール感は、わかりましたちょっと。
2:13:05	資料どこまでっていうところで、どういう選択肢というか、どこまでっていう考え方があるのかなっていうところを確認したいんですけども。
2:13:14	まず条文整理、こち資料 1 については、品質ということで、
2:13:21	今回、
2:13:22	仕上げるのかなと思って、
2:13:24	しておりますんで、今日いただいた資料 3 のコメントについてもそれは反映した上で作成していくのかなと。
2:13:33	考えております。あとは、
2:13:37	今、資料 1 のところで一番右に、本文との関連というところを記載しておりますけれども、こちらについては、どちらについても
2:13:47	あわせて
2:13:48	書くつもりでおりますので、それで、
2:13:53	申請書との関連はわかるのかなと思うんですけども、
2:14:01	いや、
2:14:02	比較表に、
2:14:05	比較表については、ちょっと今日は、資料 1 と関連する資料ですというご説明を、
2:14:14	させていただきましたけれども、ちょっとうん所、条文整理が真っ当ではありません。こちら 140 ってマストでは、
2:14:22	ないともいえるのかなとちょっと思っておりますその辺はいかがでしょうか。
2:14:28	規制庁鈴木です。
2:14:30	資料 2 は、
2:14:31	単純に申請書の、
2:14:34	わかりやすさ、
2:14:36	のための補足的な資料だと思っているので、
2:14:40	審査会合の審議内容ではないんだって思ってるんですね。ですので条文整理表資料 1 の一番右方の欄はとりあえず置いといて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:52	次回はないもの。
2:14:53	して、
2:14:54	条文整理がします。
2:14:56	というので全然いいと思うんですけど。
2:14:59	最終的に、
2:15:01	先ほど言った記載が足りてる足りてないとかっていう話をするとき、
2:15:08	この資料 2 がまとまっていると、お互いの認識のずれがなく進めていけるのかなって気はしますけれども。
2:15:18	一方で、
2:15:19	適合性の説明はこれは、
2:15:22	次回なのか自治会なのかわかんないですけど、
2:15:26	しないといけないので、
2:15:28	そこで足りてるか足りてないか記載が足りてる足りないって本文に書いてないけどテンパチしかないですとか、
2:15:36	そういう話はできるので、
2:15:41	その適合性の説明の方は、
2:15:44	いつにするのかっていう方が重要な気が。
2:15:49	TC電力のタケツグです。すいません改めて確認させてください。資料については補足的なもので必須ではなく、あわせて資料 1 の一番右にある、
2:16:01	本文記載の関連についてもなくても、
2:16:05	というところで、適合性の説明というのは今日いただいた資料 3 に対する、
2:16:13	回答。
2:16:16	規制庁する世界等というよりかは、前回の資料 2-1 の、
2:16:22	10 ページ目以降ぐらいのところ、
2:16:24	各条整理された条文間、その時点で九州電力が申請条文だとしているものに対して、
2:16:33	本文だとか添付書類だとかで書いてある内容を抜粋してきて、こういうことをもって適合しているって説明されてますよね。
2:16:42	そうその、そのアップデートを、
2:16:46	されないと。
2:16:48	我々としてはその適合性があるかどうかってところが最終的な判断になりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:57	それは条文整理表とひもづきますよね。申請最終的に申請情報になったものをそれを、
2:17:02	適合性説明の資料があるということですよ。
2:17:06	申請書でいうとテンパチの 1 章のところにその記載があるということになるので別に。
2:17:12	わざわざ資料作らなくても、
2:17:15	申請書テンパチの医師一緒のところでも事足りる。
2:17:19	はずではあるんですけど、
2:17:24	システムがなく、何度もすみません、条文整理表次回、次回というか今後整理します。その条文性ひよ打って、
2:17:35	次申請となった条文に対して、適合、
2:17:40	前回審査会合資料 2-1 で作成した 11 ページの適合性資料の修正。
2:17:49	拡充要否を検討して、こちらを資料を拡充してそれをご説明するということまでということ。
2:17:57	が必須ということではよかったですでしょうか。
2:17:59	必須かどうかは、
2:18:02	審査会合で確認するのは必須なんですけど、次回必須かどうかは、そこを自治会に持ち越すのかどうかというところが九州電力の作業次第で、
2:18:13	考えていただいて結構
2:18:15	ただ理事会とかがって言うと、なかなかこれをす。
2:18:19	本当の審査に入れたいの。
2:18:22	なるべく早く対応された方が、
2:18:25	審査機関も、
2:18:27	伸びることなくいけると思うので、どこが今、九州電力の押尾重松なのかよくわかってないので、
2:18:37	進もうすでに、
2:18:39	3ヶ月近く、
2:18:42	経っていて、
2:18:43	次回次回って言った登録 5 月 5000 って 6 月とか
2:18:48	なっちゃうんかなあって思う。
2:18:50	その時点でもまだ、
2:18:52	実際の
2:18:53	審査に入って入れ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:57	いつまでに審査が終わるのかなってという話にだんだんなってくるということ。
2:19:02	そこは九州電力の何かお尻があるんであれば、
2:19:07	それ次第で、どういうふうに対応していくのかは、
2:19:11	九州電力で考えていただくしかない。
2:19:17	厳しい電力のタケツグです。再度、申し訳ありませんが再度確認させてください。
2:19:23	実際の審査に入るまでには適合性の説明は、審査会合資料の 11 ページの
2:19:30	適合性の説明と、どういう説明をする必要があるのかってところを、整理必要がありましてその整理のために今条文整理表をちゃんと網羅的に確認できているかっていうところを確認するために詳細版を作成していると。
2:19:44	いうところなので、今後の審査会合、次回審査会合資料でその条文整理までを終えるのか、それともその先の抵抗性を、説明までを、
2:19:55	検討して持ってくるのかは、ちょっと、
2:19:58	当社が早いうちに今後ご回答させていただくというところで理解しました。
2:20:04	はい。規制庁鈴木です。その辺のところは決まりましたら、
2:20:10	東京支社として、ご連絡をいただければと。
2:20:15	はい。九州電力の田仲です。ちょっとどこまで、次回のヒアリングで出せるかっていうのをちょっと早急に検討して、東京支社へ回答いたします。
2:20:25	そうですね。計上中ですけど、
2:20:28	あの会合自体はですね、今、今段階でそのどの段階まで進んでるかっていう経過報告っていう意味合いもありますので、
2:20:39	そういう意味でいうと前回ある程度その
2:20:42	実数、実際のその審査に入る前にですね、適用する条文の整理とか、
2:20:49	それに基づいた設計の方針とか、
2:20:53	あとはその申請書としてのその、
2:20:56	体裁、こういう大枠は多分コメントをしたかと思っていて、
2:21:01	そのうちに次回の会合ですね、
2:21:05	今回はこういうものを説明していて、あと、実はこういう子、
2:21:11	例えばその方針とかそういうところ残ってるんだけどそこは精査中であるとかですね。
2:21:16	そういう整理の状況というものをですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:21	説明していただいた方がいいのかなと思ってですね、そうすると全体像の中で、今回はどこの位置でどこまでを説明するのかっていうところが、
2:21:30	わかるかと思っていてそれはだから、
2:21:32	別に示して今回は示せないけど今精査中であると言っていたらであればですねそれはそれでまた、
2:21:39	その自治会にやるということがわかりますし、全体の位置付けがわかりますんで、
2:21:44	そういうところも含めて、
2:21:48	資料の会合としての資料ですか、そういうところの記載の仕方についてですね。
2:21:56	検討いただいた方がいいのかなと思います。で、
2:21:58	まさに
2:21:59	あと1回ヒアリングするともう次会合ですので、ある程度多分次回ですね。
2:22:05	会合資料としての表し方というところもある程度、
2:22:11	考え方を説明していただいた方がよくてですね。そうしないと次回ヒアリングで、
2:22:18	今回だけのですね、コメント回答して、
2:22:22	あと介護でどんな資料が出てくるか介護じゃないとわからないっていうのを、
2:22:26	お互い何かすれ違いになってしまうような気がするので、
2:22:29	ある程度のその、
2:22:31	先ほどちょっと申したどこまでの説明をするかという中での、
2:22:36	説明の仕方というところで、どういう資料の提示の仕方をするかということもですね、ちょっとご説明いただいた方がいいのかなというふうに考えてます。
2:22:51	原子力規制庁スズキです。スケジュールのところで、何か他に確認しておきたいところとかありますか。
2:23:00	よろしいですか。
2:23:02	九州電力の本店の方もよろしいですか。
2:23:06	九州電力本店、タナカですけども、何か本店側から質問等ありますか。
2:23:16	それから特にございませぬ。
2:23:19	原子力規制庁スズキです。はい。それ以外で何か確認したいことは、
2:23:26	現時点で話題大丈夫でしょうか。
2:23:29	よろしければこれでヒアリング終わりたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:33	では終了します。ありがとうございました。
---------	----------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。